

第十六回国会 大蔵委員会 議録 第十四号

昭和二十八年七月三日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 千葉三郎君

理事 淺香忠雄君 理事 吉米地英俊君

理事 坊秀男君 理事 内藤友明君

理事 佐藤觀次郎君 理事 井上良二君

有田二郎君 宇都宮徳馬君

大上 司君 大平 正芳君

黒金 泰美君 藤枝 泉介君

宮原幸三郎君 福田 繁芳君

本名 武君 小川 豊明君

久保田鶴松君 春日 一幸君

平岡忠次郎君 福田 越夫君

出席政府委員

大蔵事務官(日本 今泉 兼寛君)

専売公社監理官 石田 正君

大蔵事務官(理財局長) 阪田 泰二君

大蔵事務官(管財局長) 河野 通一君

大蔵事務官(銀行局長) 東条 猛猪君

大蔵事務官(為替局長) 東条 猛猪君

国税庁長官 平田 敬一郎君

委員外の出席者

農林事務官(食糧庁総務部長) 新沢 寧君

日本専売公社塩 大谷 浩君

脳部塩業課長 大池 真君

衆議院事務局長 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

七月三日

委員春日一幸君辞任につき、その補

欠として中澤茂一君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員中澤茂一君辞任につき、その補

欠として今澄勇君が議長の名で委

員に選任された。

七月二日

揮発油税軽減に関する請願(山花秀

雄君紹介)(第二二八三号)

同(岡村利右衛門君紹介)(第二二八

四号)

同(尾崎末吉君紹介)(第二二八五

号)

同(生田安一君紹介)(第二三四五

号)

同(小平久雄君紹介)(第二三四六

号)

同(山田彌一君紹介)(第二三四七

号)

同外一件(平野三郎君紹介)(第二三

四八号)

石油関税の減免措置延期に関する請

願(尾崎末吉君紹介)(第二二八六

号)

同(山花秀雄君紹介)(第二二八七

号)

同(平野三郎君紹介)(第二三四九

号)

同(高橋等君紹介)(第二三五〇号)

同(竹尾式君紹介)(第二三五一号)

同(生田安一君紹介)(第二三五二

号)

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介)(第二三六四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

国の所有に属する物品の売払代金の

納付に関する法律の一部を改正する

法律案(参議院提出、参法第一号)

地方公共団体の負担金の納付の特例

に関する法律案(内閣提出第一一

号)

塩業組合法案(内閣提出第二二二

号)

信用金庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三号)

小額通貨の整理及び支払金の端数計

算に関する法律案(内閣提出第一四

号)(参議院送付)

一般会計の歳出の財源に充てるため

の緊要物資輸入基金からする一般会

計への繰入金に関する法律案(内閣

提出第三四四号)

昭和二十一年度における一般会計、

帝国鉄道会計及び通信事業特別会計

の借入金の償還期限の延期に関する

法律の一部を改正する法律案(内閣

提出第四三三号)

金管理法案(内閣提出第五五五号)(参

議院送付)

造幣局特別会計法の一部を改正する

法律案(内閣提出第七〇号)

昭和二十八年年度における国債整理基

金に充てるべき資金の繰入の特例に

関する法律案(内閣提出第七一号)

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第八三三号)

国民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八四四号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

(内閣提出第九四四号)

昭和二十八年年度における特定道路整

備事業特別会計の歳出の財源の特例

に関する法律案(内閣提出第九七

号)

漁船再保険特別会計における漁船再

保険事業について生じた損失を補

てんするための一般会計から繰

入金に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第九九号)

設備輸出為替損失補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一一四

号)

外国為替資金特別会計法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一一七

号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一二二三号)

杜寺等に無償で貸し付けてある国有

財産の処分に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第二八号)

(予)

相互銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二四号)

信用保証協会法案(内閣提出第一二

五号)

国有財産の管理状況に関する件

○千葉委員長 これより会議を開きま

す。

本日の日程に掲げました国の所有に

属する物品の売払代金の納付に関する

法律の一部を改正する法律案外二十法

案を一括議題として、前会に引続き質

疑を続行いたします。質疑は通告順に

よつてこれを許します。福田君。

○福田(起)委員 私は日本輸出入銀行

法の一部を改正する法律案、さらにこ

れとらばはらをなすところの設備輸出

為替損失補償法の一部を改正する法律

案について、二、三政府の意向をただ

したいのです。

まず第一に、日本輸出入銀行法の一

部を改正する法律案、これは日本とい

たしまして、まことにおめでたいよう

なかつこの話なのでありますが、し

かしよく考えてみますと、なげなしの

外貨を使ひまして日本が海外に進出す

る、今そういう時期に来ているのかど

うか、ことにポンドの為替の状況など

考えますと、ポンド圏に出て行くなど

ということはどうい考えられない。

さらにフィリピン等の戦犯の釈放など

関連しまして、賠償交渉が急速に進展

しようとしておるのであります。賠償

交渉というのがこの法律案と非常に機

微な関係を持つのではないかと、いふ

うに想像されるのであります。日本は

そんな余力があるならば、大いに賠償

を支払うべきではないか、こういうよ

うな意見がすぐ出る、これは当然のこと

とじゃないかと思ふのであります。そ

こで伺つておきたいのであります。

この間予算委員会において総理大臣

は、日本政府が従来長く唱えて来た平

和条約は、日本の賠償は実物賠償であ

る、また労務賠償である、金銭賠償で

はないという建前に対して、金銭

賠償をわざわざ考慮するといふ趣旨の

答弁をされております。これは私は速

記録を見たわけではなく、新聞で見た

のだから、正確な用語は知りませんが、日本政府の在来の建前と非常に違つておるといふふうに考えます。この点についてどういふふうな事になつておるのか、真相をお聞かせ願ひたい。

○千葉委員長 今の答弁は理財局長がするのですから、ちよつとお待ち願ひたい。

○福田(起)委員 それでは賠償に対する問題は、これは本法案と非常に重大な関係があるのでありますが、あとまわしにいたしまして、法案の内容について伺いたい。

まず第一に、明らかにしておきたいのは、輸出入銀行が発足してからの大體の重要な仕事としては、どういふ仕事をやつて来たか、具体的に御説明願ひたい。

○河野(通)政府委員 輸出入銀行が発足以来やつて参りました仕事は、輸出入銀行法の規定に書いてございまして、輸出の爲めの金融を主としてやつて参りました。その後発足以来、数次にわたりました。その後発足以来、数次にわたりました。輸出入金金融業務等のある限られた範囲において、市中金融機関でできないような長期の輸入金融業務につきましても、これはできるようにいたして参つたのであります。また今お手元で御審議をいただいておりますような改正を今般また行いたいと思つておりますが、現在までやつて参りましたおもなる仕事は、今申し上げましたようなプラント輸出の金融が主たるものであります。

そのプラントで、どういふ所にどういふものを出されたか、おもなる実績をお聞かせ願ひたい。

○河野(通)政府委員 プラント輸出につきましては、品目と地域別、両方からこれは申し上げた方がいゝのではないかと存じます。資料をお配りしてあるようでありまして、ごらん願ひばわかるのであります。輸出入銀行融資及び保証状況というものの二枚目に書いてございまして、品目で申し上げますと、電気機械、繊維機械、織維機械は大体紡織機とかそういうものが多

いのであります。輸出船舶、車両、それから東南アジア開港のためにやつておられますのが二つ、ゴアの鉄鉱石とマレーのマンガン等の二件がござい

ます。地域別には、そこにずつと書いてございまして、電気機械、織維機械、それらにつきましても地域別の数字がそこに上つておるわけであり

ます。地域は相当地各々にわたつておるわけでありまして、金額としてやは一

番大きいのは、車両とか、船舶とか、そういうものが非常に大きく占めておるわけでありまして、船舶は、最近におきましては若干市況の状況から

見まして引合ひがちよつと落ちておりますが、これらにつきましても、今後におきましては相当程度伸びるのでないかと

いふことになつております。けさの朝日新聞を見ると、アラスカにパルプ会社をつくるということが載つてお

すが、当政府は、海外投資はこの法律の海外投資に対する条項を適用して計画しておられるのですか。

○河野(通)政府委員 現在まで話の進んでおりますのは、まだ契約を締結するまで具体化しておるわけではあり

ませんが、話の進んでおりますのは、一つはメキシコに織機製造のための会社をつくる、これに對して日本側

が現物出資をして行く、こういう計画が相当具体化に向つております。第二

はインドに製鉄関係の会社をつくる。これは先般いろ／＼お話が出ておる

い、いわゆる高橋案というのとは別の系統であります。それから次は、今福田さん

から御指摘のあつたアラスカのパルプの關係の会社、これに對して日本側が

相当な出資をする、場合によつては現物出資する、こういう計画でありま

す。それから次はタイ、フィリピン等における塩田の開港のために日本側か

ら投資をして行くという計画がありま

す。それから東南アジア開港係で、いろいろ投資の金融の対象になるものが

そのほかたくさんございまして、まだ今申し上げたような事例は固まつて

来てないのであります。その例を申し上げてみますと、たとえば鉄鉱石につ

いては、マレーのテマング、香港の馬鞍山、フィリピンのマテ、インド

の地区に二箇所ばかり、タイにも一つございまして、銅についてはフィリピン

のラブラブという鉱山、台湾の金瓜石、石炭についてはボルネオのパラバ

タタというところ、台湾にも一つ南庄というところの炭田の問題がありま

す。ボーキサイトについては、マレーのジョホール、ニッケルはインドネシ

アのセレベス、ニューカレドニア等に

そういうものがあります。塩については、先ほど申し上げたような話の進んで

おるもの以外に、フィリピン等に開港の事業が計画されております。

○福田(起)委員 日本の海外投資、これはあり余る外貨があれば大いに進出

することについて異存はないのであります。しかし乏しい外貨を使うという

ことからは見ますと、こういうふうな投資的な進出をするのがいいのか、ある

いは自由な貿易によつて向うの資材を

買いつけるのがよいのか、ここに大きな問題があるのではないかと存じます。

木材の例をとりますと、木材の世界市場の状況によつては、自由に買いつけ

て行くという行き方がよいのか、あるいは日本が経営参加をして行くとい

う方法によるか、これは議論があるところではないかと思つて、その辺の見通し

について、一体政府はどういふ考えを持つておるか、御見解を承りたい。

○東条政府委員 外貨の方面に言及せられてのお話でございまして、便宜私

から申し上げます。福田委員御承知のように、いわゆる海外投資の形態を見

ている場合と、日本の資本の参加形態

としては、日本の国内でつくられた機械とか資材とかいふものを現物出資を

して、それによつて資本あるいは資本的な参加をするという投資形態が考

えられるわけでありまして、たゞいまの、非常に大事な外貨であるので、全体と

してあまり投資ということに重点を置くのも、いろ／＼考へ方がありはしな

いことと、お尋ねについては、もし投資の形態がすべて外貨を必要とする

ということと、お尋ねについては、もし投資の形態がすべて外貨を必要とする

お話のような外貨の事情もござい

くる。そういった場合に、その製鉄工場をつくつて行く場合の資金をいうので、つまりこつちから大体機械とかなるとか持つて行くわけでありませう。それから最初申上げたのは、日本の生産業者でなくて、別の会社ができて、向うでそういういろ／＼な開発事業をやる場合の投資ということでありまして、内容は同じようなものでありませう。

○福田(勉)委員 この法案の内容としては、製品についても融資対象とするという方向なのですが、そうすると、輸出入銀行というのが一種の為替銀行といふような色彩を持つて来ると思ふ。今財界でも相当為替銀行をどうするかという問題はなつておりませうが、その問題に関連しては別個にあるか、あるいはこれはそれとは別個に動く建前のものであるか、また今政府は為替銀行についてはどういう考えを持つておるか、こういう点について伺いたい。

○河野(通)政府委員 第一番の輸出入銀行がプラント以外の製品に対する輸出の金融をやる場合におきまして、これが一般の市中の為替銀行と業務が競合して来ないかという点であります。この点は、非常にごもつともな御疑問でありまして、私も輸出銀行はあくまで市中銀行の金融を補充するという建前でやつて参りたい。従いまして、これらの製品についての輸出入金融を、輸出入銀行が大幅に取扱つて行くことを期待はいたしておりませうし、またそういうことをやらせるつもりはございません。ここで問題になるのは、第一点は非常に長い支払い期間がつつけられる場合の問題であります。

最近御案内のように、なか／＼輸出競争がはげしくなりました。そうすると、プラントとまで行きませんが、半製品等につきましても、相当支払い条件を長くいたします競争が行われて参つております。そういった参つて、これらにつきましてやはり三年であるとか、五年であるとかいうような支払期間がつかますと、なか／＼市中銀行だけでは、プラントでなくとも金融の対象としてまかない切れない。少くとも金額をまかなうことはむずかしいといふことが起つて参ります。これらの事態を救済しようといふのがこの目的であります。品目につきましては、私もこれを無制限に広げて行くつもりはないのでありまして、例をあげて申上げますと、今問題になつておりますのは、アルゼンチンが送油管……油を運ぶパイプを要求しております。しかしパイプは必要でないものであつて、パイプの原料になる鉄の板が必要である。板を向うに運びまして、向うでパイプにするということになる。その板は一体プラントであるかというところが問題になるのでありますが、これらにつきまして疑問がありますので、それはプラントでないかもしれぬけれども、それらのものは同じように取扱つて行くようにしたいと思つております。ところが一つ、もう一点は、やはり類似の例であります。これもたしかアルゼンチンではなかつたかと思ひます。ペアラングのプラントを向うにつくるという問題があります。そのペアラングのプラントを向うにつくるにあたりまして、そのペアラングの材料になる特殊鋼であります。特殊鋼を向うに送る。ところがこの特殊鋼も、ペアラ

ング・プラントと一緒に支払い期間が非常に長くなる。そういったようなときにおきましては、ペアラングの原料であるその特殊鋼は、これはプラントではない、部品とも言えないわけですからこれは輸出入銀行が取扱わないといふことでは、輸出を興して行くのに支障がある。そういったものにつきましては、これを輸出入銀行に取扱わせて行くのが必要ではないかと思つております。

なお、これから申し上げますのは、私もまだ結論を出しておりませんが、問題になりますのは、もう一つこういう事例があります。今パキスタンのところ、通商の約定を進めておりますが、この場合にこちらから肥料を出す、そして向うから米を入れる、しかもそれは五年という長い期間でその支払いを決済する。肥料を出して向うから米を入れる、そういった場合に、肥料についてはプラントでもなんでもないので、これを一体輸出入銀行の対象として取扱わせることがいいか悪いかの問題がある。この問題については、実は私は結論を出しておりませう。しかし非常に長くなりますので、この肥料輸出についての市中の金融がなか／＼つきにくいという事情があるから、法律上はそういうふうな道を開いておいた方がいいのではないか。しかし具体的には、現実には輸出入銀行の対象にして、現実に適當であるかどうかについては、さらに検討を要すると思ひますけれども、支払い条件が非常に長くて、市中銀行では金融がなかなかつかぬという場合におきましては、やはり日本に必要なものを入れるための外貨の節約にもなるのだから、

こういつた場合に、金融がつかないために約定ができないということではいけませんから、必要やむを得ない場合には、そういうものについても輸出入銀行の融資の対象にする道は開いておくべきではないかというふうなことを考へております。そういうわけで、支払い期限につきましても、品目につきましても、できるだけ私どもは制限して、市中の為替銀行との業務の競合とかいふたことのないように、實際上において十分注意して行く。輸出入銀行の業務方法書にも、その点ははつきり書いて行くようにさせるつもりであります。第二の為替銀行の機構の問題であります。この問題は、先般委員会でもどなたかの御質問にお答え申し上げたのでありますが、私も同様にいたしましては、最近の貿易の振興、ことに輸出の振興のために外国為替銀行の育成強化をはかつて行くことが必要と必要になつて来るといふ考え方で、その一環として、為替の専門銀行をつくつて育成強化して行きたいという考えを持つております。ただそれをつくる方法として、行政上の措置によつて、事実問題としてそれをつくつて行くのがいいか、あるいは法制的措置によつて、それをやつて行くのがいいかという点については、さらに検討を要すると思ひます。今私どもの考えでは、やはり法制的に為替専門銀行を育てて行くことが必要ではないかと考へて、その方針で現在具体案を練つております。

○福田(勉)委員 今私は、賠償問題について伺いたいと思つていたのですが、関係官はおりますか。

○河野(通)政府委員 今呼んでおりますから……。

○福田(勉)委員 それでは留保しまし、両法案に対する質問を終ります。

○千葉委員 関連して、苦米地君。苦米地委員 簡単に質問をしていただきます。プラント輸出につきまして、非常に御配慮のあることはけつこうな事だと思ひます。また先般来他の輸出等についてもいろ／＼の御配慮があるようでありませうが、日本が投資をし、出資をし、東南アジアなどに進出するんだといふことを言えば言うほど、現地においては、また他の外国においていろ／＼な色めがねをかけて見られる傾向が非常に見られるのであります。そこでドイツあたりでは、これを税法の面から援助して行く、プラント輸出というふうなものについて、また外国の船の注文を受けたような場合には、これを税の面で入札の競争に勝てるように計画して行つていられるように承知しております。この輸出入銀行法とは関係がないのでありますけれども、日本においても……これは、あるいは他の方で資本家擁護だといふような非難はあるかもしれませうが、この方面で、外国の船舶の注文を受ける場合に、税金もしくは損害賠償をする。それではなれば、プラント輸出もなかなか容易でないと思ひますが、こういう面から御検討になつておりますか、お伺いしたいと思います。

○平田政府委員 税の問題は主税局長がお答えすればさうにけつこうかと思ひますが、私の知つてゐる限りにおきまして申し上げますから、御了承願ひたいと思ひます。輸出を振興するたために、課税の面におきましてもできるだけのくふうと考へをしようといふこととで、昨年以來いろ／＼関係局とも相

談をいたしまして、大体今課税の上で輸出振興のために措置したいというところにつきましては、あるいは御承知かと思ひますが、一つは貿易商社が海外に進出する場合において支店設置をいたしますが、その際にいろいろな不動産、あるいは自動車等の固定資産を取得する。そういうものにつきまして一時償却を認めますと、非常に進出がしやすくなる。ただ支店を設けまして、その支店だけではなか／＼利益が出て参りませんが、そこに出した投資の費用が、一時償却でございまして、貿易商社全体に利益があります場合には、ほかの部分からそれだけ差引かれるということになりまして、課税も低くなつて進出しやすくなる、そういう点をねらひまして、支店設置の場合の特別償却を考慮する、これを一つ考へております。もう一つは、御承知のように外国に輸出するにつきましては、特にクレームその他の契約破棄の関係からして損になる危険が多いので、普通の貸倒れ準備金の一種の拡大になりますが、輸出につきましては、特別にそういう危険に備えるための準備金をあらかじめ積み立てる。それを積み立てた場合には、課税上の損金として扱うという技術を用意しよう、この二つの点で、昨年来通産省などいろいろ話し合ひまして、これはすでにまゝ御提案をしたり、あるいは今後政令等の関係で出すことになつております。さらに一歩進みましていろいろの措置をとるかどうか、これはなかなか問題が簡単でないで、そういう点につきましてもよく検討するに値するかどうかと思ひますが、ドイツにおきましては、課税が少し日本と違つており

ますので、必ずしもドイツの税制をそのまま日本に当てはめるといふわけには行かないと思ひます。ただしかしなから、できるだけ課税の面におきましても、他と著しく公平を失ひないという一つの限界がございまして、それを配慮しつつ促進するような措置を講ずるといふことで進んでおる次第でございまして。

○苦米地委員 貿易業者に対する御配慮の点はわかりましたが、日本の造船所が、日本の船をつくつておつたのは企業が成り立たない、外国の船舶の注文が大部減つて来ておる、これはトシ当りの原価が非常に違つておるから自然そういうふうになるのだと思ひますが、今後は、やはり造船業というものを発展させるためには、課税の面からこれを援助しないと、ダンピングや何かという非難も受けるので、陰にまわつて目立たないように応援するために、船舶造船所などに対しては何か考慮がございましてか。

○平田政府委員 造船所の助長策はいろいろあると思ひますが、金利を低くするとか、あるいは原料資材をできるだけ安く買入れるとか、課税の問題、いろいろあるかと思ひますが、ただ課税の問題をいたしましては、現況ではなか／＼利益を思ふようには上げ得ないという状態でありまして、そういう場合におきまして、課税特別に措置するといふことをいたしまして、すくびんと来るような措置はなか／＼むずかしいのではないかと、いろいろ償却その他の方法によりましてできるだけ他の措置をとるといふことは可能かと思ひますが、それ以外に課税、特に造船業についてどういふ措置を考へてお

るか、今のところ私どももいたしましては、まだ具体的に結論を得ておりません。なお研究を要する問題であらうかと思ひます。

○苦米地委員 私は船舶の場合でも、これは輸出品であるから、輸出品として相当税金を免除し得る方法があると思ふのですが、いかがでしょうか。輸出品は、小さいものについては考慮するけれども、大きな船については、輸出品であるけれども、税金で考慮できないという理由はなさそうに思ひますが、いかがですか。

○平田政府委員 どういう税金をどういふ考慮をするのか、ちよつと具体的ににお聞きしませんと判断しかねるのでありますが、これは先ほど申し上げましたように、今貿易による利益に対して、全般的に課税を免除するといふことは、どうも少し全体としまして行き過ぎであるといふので、今考へております措置は、支店を出した場合の特別償却、それから貸倒れ等になる危険がある場合、あるいは契約を破棄されるような場合の危険準備の積立金、そういうものにつきては特別な措置をとる。輸出から上る利益に対しまして全般的に減免をやるというものは、まだそこまで結論を得ておりません。従つてそういう問題は、今後の問題ではないかと思ひますが、今のところは今申し上げましたようなこととござい

○苦米地委員 私はその点について、ほかの消耗品などが輸出される場合に税金を免除されれば、船が輸出される場合には、輸出品として税金をある程度考慮されることは当然だと思ひます。しかしまだそこまで進んでおらな

いといふことでありますから、それはその程度で問題を後に残すことにいたします。

先ほども御質問がございましたが、資金の海外投資、これは外貨との関係もあるし、また日本の外資導入ということもならみ合せて考へなければならぬ問題だらうと思ふのでございませう。一体日本で外資を導入した場合と、日本が外国に投資する場合との利ざやの開きというものは、どんなふうにか考へておられるのですか。

○河野(通)政府委員 ちよつと御質問の点を聞き違つておるかもしれませんが、一応お答え申し上げます。違つておりましたらまたお答えいたします。今外資で問題になつておりますのは、この前御審議をいただきました火力の発電機械四千万ドルの問題であります。この金利は、まだはつきりきまつておりません。できるだけ安くしたいと思つておりますが、大体年四分五厘から五分くらいになるかと思つております。輸出入銀行が海外に投資をいたします場合は、原則は七分といふことになつておりますが、特別の場合におきましては、年五分まで引下げてやる。さらに輸出の振興のために、輸出入銀行の金利をさらに引下ぐべしという要望が非常に強いのであります。今申し上げましたような例から申しますと、国際金利と比較いたしまして年五分という、しかも長期の金利でありますから、私は大体輸出入銀行の金利は世界的に見た水準からいって、決して高くない、その程度ならば国際的に競争もできる金利であるといふふうにか考へております。

○苦米地委員 大体ただいまのお答え

で、日本が導入する外資と、日本の海外投資の利ざやの関係はわかつたのでございませうが、輸出入銀行の平常の金利は少し高過ぎて、これは輸出入銀行ばかりでなく、政府金融機関の金利が少し高過ぎて、みんな経営上困つていらっしゃると思ひますが、これは引下げのお考えがございませうでしょうか。

○河野(通)政府委員 結論から申し上げます。問題は日本開発銀行の金利等が主たる問題ではないかと思ひます。政府機関の金利一般につきましては、昨日ですか、福田委員からの御質問にお答え申し上げたのであります。私も、私どもは、下げる方向に検討したいといふつもりであります。しかし政府金融機関の金利というものが一般の市中金利とどういふ関係に立つかといふことは、いろいろ考へなければならぬ問題であります。これを著しく低くして行くといふことが、政府金融機関の使命という点から見て、逸脱してはいけません。御承知のように、開発銀行その他の法律にも、金利は市中の金利をよく勘案してきめるといふことになつております。これはどういふ意味かと申しますと、市中金融を補充するというのが政府金融機関の役目でありませう。市中金融でついで行くものならば、これは政府金融機関が出て行く必要はないわけでありませう。従つて市中でつかないような資金を供給するのが、これらの政府金融機関の役目だと思ひます。従ひまして資金もつければ、金利も非常に安いということになります。市中金融機関を補充するのではなくして、むしろそつちが第一になつて行くおそれもある。従ひまして、そう無制限にこれを低く、一般の

金利水準から度はずれた金利を出すという事はいかかというふうには私に考えておられます。しかしながら、具体的な問題といたしましては程度の問題でありますので、現在日本開発銀行の金利等につきましては、さらに一般的には別でありませうけれども、特殊な事情があるものにつきましては、現に電報あるいは造船等については、相当な特殊な安いレートを出しております。これらの特殊な事情があるものにつきましては、さらに金利を下げるという点につきましては、今後われわれは検討を加えて行きたい、かように考えております。

○苦米地委員 御説明でよくわかりましたけれども、たとえてみれば造船の場合でも、現在の運賃では高過ぎるのではありませんか、あの金利を払ったのじや造船ができないという状態にあるらしく聞いておるのであります。もちろんむやみに政府機関の金利を下げれば、市中銀行と競合するということになるけれども、ある限度これ下げるといふのは、市中金利を下げる原因にもなると思うのであります。この点をよく御検討くださいまして、適当な引下げをすみやかにしてくださいるよう、御配慮をお願いいたします。

○井上委員 二つ、三つ伺いたいのです。この法律案では、根本的な問題は、国際的な通貨事情の不安定に対処して、設備輸出の促進を通じて、重要物資の輸入を確保するという事を目的にしておるようでありまして、現行法によりまして、損失補償はすべて邦貨の換算を基礎にして行つておる。そうすると、もし日本の為替レート自体に変動があつた場合、補償契約の履行

という問題の方に重大な支障を来して来る。そこで日本の為替レート自体の変動というものについて、政府は一体どう考えておるか。為替レートは変動なしと見ておるか。もし変動が事前になつた場合の法的な処置は、一体どうしようとするのであるか、この点をまず伺いたい。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の為替相場の問題でございますが、政府といたしましては、たゞいま為替相場一ドル三百六十円、基準外国為替相場の変更に考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合といたしましては、お尋ねの日本の円の為替相場の問題でございますが、政府といたしましては、たゞいま為替相場一ドル三百六十円、基準外国為替相場の変更に考えておりません。

○東条政府委員 たゞいまのところは、外国為替相場を変更するという事は考えておりません。

○井上委員 そうすると、設備輸出を行いますおもなる相手国の為替相場の見通しについて、大蔵省はいかなる確な資料に基いて、相手方の為替相場の算定見通しをはかつておられますか。

○東条政府委員 申し上げますが、ございせんが、為替相場は二国間の通貨でございます。日本政府の方針と、外国政府の方針と両者相まつて、ここに為替相場がござりますことはお話の通りでございます。そこで、それでは現状において、一体日本の対米ないし対英の為替相場が、日本政府の方針いかにあつたらうか、日本政府の方針いかにあつたらうか、あるいはどう見通しを持つておるかというの御指摘の点であらうと存じます。私も、私どもといたしましては、米ドル

につきましても、あるいは英ポンドにつきましても、さしむぎのところ、その大幅な変動というものはないと考えております。大幅な変動と申上げますことは多少語弊があるかと存じます。が、特に米ドルにつきましては、現在の三百六十円の変更にいふことは考えられないのじやないか、それから英ポンドにつきましては、御承知のように、いふ／＼と方針もとられておるよう承知いたしておりますが、これにつきましても、かりに少し売買の値幅を広くするという程度の変更に、将来にわたつて全然考へられないこともいふことがあつたらうかと存じます。あるといたしまして、多少の為替ビジネス上の価値の問題が将来考へられるとすれば考へられるという程度の問題であらうと考えております。

○井上委員 さような為替変動が絶対にならないということも予想でき得ないと思ひます。もし為替レートの上に変動が起つた場合は、当然政府としては、それに対処する法的基礎をどこかに規定しておく必要があるかと思ふ。そうしないと、あとで問題を起して来ることになりますし、相手は外国のことになりますから、非常に問題がやつかいなことにござります。事前にやはりさういふ為替変動などを予想して、法案にちやんと規定しておくという事は、私は必要じやないかというような考え方を一応持ちます。

次に伺いたいのは、それに関連しまして、国際通貨事情の見通しには、大蔵省が見通した場合は、直接利害関係の上に立つて輸出をしております業者の国際通貨事情の見通しというものがござります。国際通貨事情を的確に業

者が把握いたしましたして、大蔵省の見通しとそこに食い違ひが生じて来ていることを予想して、輸出契約がかりにされたということになりますと、相手国との間になれ合ひでさういふことが行われることがなきにしもあらずと予想されます。なれ合ひの契約に対して、政府は一体どう防止しようとし、措置しようと思ひますか、伺いたいののであります。

○東条政府委員 将来為替相場の変動が絶対に理論的に考へられないでもないといふことに対して、法文上いかなる構えがなつておるかという点でございますが、為替相場の変動がかりにあらつた場合、このプラント輸出の業者に不測の損失を及ぼしまして、輸出の意欲を阻害しないようにというねらいをもちまして、二百億円を限度として、損失の補償契約を政府ができるようにお願いいたしたいというのが、今回御審議をいたしたいと思ひます。今御審議の内容でございます。それから輸出振興のためには、正常な輸出が為替相場の変動をおそれるためににぶるといふことでは困ると思ひますので、このプラント輸出につきましても、御審議を願つております。一年以内のデリバリの期間の為替の予約は、やはり為替銀行または為替銀行が希望する場合におきましては、政府がその予約に應ずることによりまして、業者が為替の損失が生ずるかも知れないという懸念から、正常な輸出が阻害せられないやうにということを配慮いたしておるわけでございます。それからわれ／＼といたしまして、国際金融情勢の問題

につきましては、及ばずならいろいろ検討いたしておるわけでありませう。為替相場の問題、あるいは為替政策の問題は政府が決定をすることでございますので、将来いふ／＼な変動を考へておかなければならぬ場合におきましては、政府としましてその時／＼の情勢に應じた機宜の措置をとつて参りたいと考えております。

○井上委員 次に、貿易の振興をはかる上から、外貨の効率的運用という問題が非常に重要でございます。政府は政府手持ちの外貨約八億ドルを外国銀行に預託しておる。しかも無利子が大半だ。そして金利をもらつてゐるのはわずか一分八厘ぐらいの非常に低利な金利で外国の銀行に預託しておる。そうしてわが国の為替銀行その他日銀等には、わずかに一億二、三千万ドルくらいしか預けていない。これはどういふことですか。

○東条政府委員 外貨の預託先ないしこれに伴う金利の問題でございます。大蔵省が外国為替資金の運用管理を昨年八月以降あつたやうになりましてから、おもなる方法としては二つとつております。一つは、たゞいま後段でお話のございました日本側の為替銀行に、この外貨資金を預けかえする、こういう問題でございます。御承知のように、外貨の問題につきましては、外国銀行にも、率直に考えましたところ、いふ／＼と従来便宜をこうむつてゐる点もござります。それらの従来

の経緯等もよく考えまして、日本側の為替銀行の育成強化ということのために、日本の手持ちの外貨を逐次日本側の為替銀行に移すという事で、まずドル、次にポンドというこの為替資金

の外貨の部分を、日本側の為替銀行に逐次移して参るということをやつておられます。しかしながら私どももいたしましては、この預けかえのことは、その効果を一挙に納めるといふようなことは、よほど慎重な考慮があるのではなからうか。この事柄の実現には、よほど話し合ひでありますとか、あるいはほかのいろ／＼の關係を考慮した上で実施したいということ、逐次実施をいたしておるわけでございます。

次に預けられてゐる金利の問題であります。大部分が無利子であるという井上委員のお話でございますが、これも先ほど申上げられておるような方針のつとりにして、現在のところは、米ドルにつきましては、大体八〇％見当はむしろ定期預金になつております。なお外貨証券の運用方法といたしましては、預金のほかに、たとえば証券運用ということも考えられるわけでありまして、しかしながら国の資金でありますから、安全確実な証券運用をすることが必要でございます。

それで、そういう観点から、証券への運用も実施しております。米ドルにつきまして、今日無利子の当座預金というものは、資金の操作に非常な限度にとどめる。これも御承知のように、定期にいたしておきますと、勘定の移しかえ、あるいは資金の操作に非常な支障を来しますので、当座預金にしますのは、右申しましたような技術的な資金操作に必要な限度にとどめるといふことで、逐次これも改善をいたしました結果、先ほど申し上げましたような計数になつております。それからポンドににつきましては、これは最近の日本のポンド資金の状況が相当きゆうくつに

なつておりますので、証券に運用しております以外の部分は、当座預金になつております。しかしながらこれは資金の操作をやむを得ないことかと存じております。

定期預金の率であります。あるいは運用証券の利まわりの問題であります。これは各国一般並の金利をもちろぬわね／＼として希望いたしておるわけでありまして、特段に低いレートということはございませぬ。むしろ機会がございませぬ、相当大口の預金でありますから、より有利な利まわり、あるいは利率ということには、交渉を怠つておらないつもりであります。

井上委員 在日の外国為替銀行に預けて、日本の為替銀行に預けないという結果は、いろ／＼な便宜があるというお話ですけれども、逆に、為替業務は外国為替銀行が扱つておつて、日本の為替銀行は、これらの手下に使われておるといふ事実も立つて、大蔵省としては、為替銀行対策というものを新しくひとつ育成強化しようという考え方を持たれておられるのじやないですか。私はそうじやないかと思つて、現実には無利子で預けなければならぬという理由はどこにあるのですか。そして多額のものが利子もとりに得ないというふうなことは、どういふことですか。外国銀行に何ゆゑに定期として預けなければならぬか、そしておかなければ日本の貿易の信用が果されないういふ、何か政治的な大きな問題が横たわつておられるのですか。

ちにならなかつた時代に、いろ／＼便宜をこらむつた時期がございませぬので、その辺のところをよく考えまして、慎重に對外關係は処理しなければならぬという趣旨のことを申し上げましたので、その点は言葉が足りませぬでしたら、訂正を申し上げます。それから、先ほどちよつと申し上げたつもりであります。私どももいたしましては、日本側の為替銀行、あるいは貿易商社が非常に強化されるということが、日本の輸出貿易振興のために必要な条件であると考えておりました。従いまして、日本側為替銀行の育成強化ということには、大蔵省といつたしまして十分努力いたしておるつもりであります。ただ一つの目標をきめまして、それに向つて着実にやつておるということ、先ほど申し上げたつもりでございます。

東条政府委員 あるいは御説明が足りなかつたかもしれませんが、便宜と申しましたのは、過去日本側の銀行がまだ海外に支店もございませぬ、一本立

に關するものですが、きわめて率直に御承ねします。この法案を提出した理由は、対英、対米為替レートの変動を予想して出されたということが、重大関心事であります。その点を率直にお答え願ひます。

それからもう一つ予想される点は、たとえばプラント輸出先の動乱とか、そういうような事情のために、決済が不能になると予想されることはあります。とにかく為替レートの変動があるというふうなことを予想して、この法案が出されたのであるかどうか、その点率直にお答え願ひます。

東条政府委員 お答え申し上げます。便宜上後段の点からお答え申し上げます。輸出先の動乱その他の關係で、為替決済の不能の問題は、御承知のように、これはむしろ輸出信用保険の問題でありまして、今輸出信用保険の問題につきましては、通産省の方から提案をいたしまして、いろ／＼国会では御審議を願つております。事柄といたしましては、輸出信用保険の対象として処理されるかどうかということ、御承知を願ひたいと思ひますが、これは先刻御承知のことと思ひます。従つて設備輸出為替損失補償法と直接の關係はございませぬ。

受渡しの時期が、今回の法律案でも御審議を願つておりますように、一番長い場合は十年まで行くわけでありませぬ。それで今はどう思つても、十年先はどうなるかわからぬじやないか、数年先はどうなるかわからぬじやないかという懸念を、實際このプラント輸出に当られます業者の方としては御心配になる向きもあろうかと思ひます。そういう方々に対しまして、政府といたしまして、十年までの範圍において、現在の契約ができた場合の為替相場が動いたならば、損益とも国庫に帰属する。これは益が出た場合もそうであります。損が出た場合もそうであります。とにかく現在の商流の基礎になつてゐる円の金額は、エキスポーターに保証するということ、この法律案の趣旨でありまして、政府は今何ら對英、對米相場が変動があるとは考えておりませぬが、非常に取引が長期におたることでもあるし、そういう長期間の先までちよつと心配だといふ貿易業者の心配の結果、このプラント輸出が衰え、意欲を阻害するといふようなことがあつてはならないといふのが、この法律案の趣旨であります。

平岡委員 この期間を五年を十年に延ばす――實際どういふビジネスにおいて、十年といふふうな長期期間にわたる契約が予想されるのですか。ただ比較的近い将来の為替相場の変動をカムフラージュするやうな意味で、十年といふ一つの改正をして、その補償は、十年間の間のことはわからぬから、今のこの法案を出しておくといふふうな、カムフラージュに使われておるやうな懸念があるわけですが、そういう点を

知りませんが、中間協定につきましても、外務省の方におきまして、国会の承認の手續をふむものであると考えております。

○福田(利)委員 それはどうして出て来ないのですか、どういふ事情があるのですか、御承知ならば……。

○石田政府委員 これは外務省の方でやつておりますので、今国会中には出て、そうして承認を得る手續をふまれるもの、かように考えておるのであります。私率直に申し上げまして、どういふ事情で遅れておりますか、よくその点は遺憾ながら承知いたしております。

○千葉委員 春日君。

○春日委員 たいま関連してあります問題は賠償の問題であります。フイリピンは、いづれにいたしましても、役務賠償は満足しない。のみならず、役務賠償はこれを排撃をいたしてあります。フイリピンの新聞の論調等を読んでみますと、これは先般もちよつと言及いたしました。日本ががつて軍閥によつて武力侵略をしたのだ、侵略は失敗をした、その武力侵略によつて達せられなかつた野望を、役務賠償の名による経済侵略によつて遂げようとしておる、こういうことが、新聞に——これは社説として「マニラタイムズ」か何かにも非常に、大きな社会面の記事として載つております。そこで彼らの主張は、これは役務賠償をあくまで排して、現物賠償、金銭賠償を主張いたしておることは歴然でございます。そういうふうな向うの意向に呼応して、吉田総理は、今回の一般施政演説の中におきまして、役務賠償に局限しない、何らかの現物賠償、金銭賠償の措

置を講ずる、こういうふうな問題が言及されておりました。私は、これはただいま福田君の指摘されたように、非常に重大な問題であらうと思ひます。当然サンフランシスコの講和条約十四条の中には、賠償に関する一般規定がございまして、そのことは少くとも四十八箇国を拘束する問題でありまして、う。しかしながらフイリピンは、この賠償条項が納得できないために、現在サンフランシスコ条約を批准いたしておりません。批准してもらつたために、やはりフイリピンだけに對して何らかの現物賠償の案に出る、こういうふうな總理の意向が明らかにされると思ひましたならば、これは他の四十七箇国の国々に対しても、やはり新しい問題を投げかけて行くであらうと思ひます。たとえばビルマであり、ラングーンの中の、日本軍残虐の記録という一つの大きな部屋があります。その中で、いろいろ侵略の罪悪が全部展示されておる。これを何とかして取扱つてくれ、ということ、私ども社会党はビルマ政府に要請をいたしました。ところが彼らが言いますのは、やはり日本政府との間に賠償の問題が解決できるまでは、これを取扱うというものはわれわれは考えていないという主張をいたしました。インドネシアにいたしましても、またビルマにいたしましても、これらの国々は、やはり日本から現物賠償が当然行われなければならない、彼らはあくまでこれを主張する、という態度を持つております。アメリカがそういう賠償に對して、全部これを水に流しておる形をとつておりますが、これはアメリカの場合はおのずから別でございまして、た

とえばわれわれの側から言わしむれば、沖繩における特殊の立場、あるいは日本における軍事基地、あるいは日米安全保障条約とか、その他彼らは賠償に値するやうな有形無形の特別の利益を得ておりますが、日本から直接侵略をされたところの南方諸国は、現物の賠償も何も得ていない。従つてアメリカは、伊豆における、あるいは硫黄島における、その他いろいろの地域において領土も占め、日本の国内において多くの拠点を占め、さらにまた安全保障条約等によつて特別のプラスを加えておるのだが、われわれはおのずから立場が違ふのだ、従つて日本にあくまで現物賠償をさしたいんだという要請が強く行われておる。たまたま、そういう希望にこたえるかのごとく、總理がそういう意見の発表をいたしておられる。このことは結局他の關係諸地域、中国あるいはインド、パキスタン、あるいはコロンボ、セイロン等にも當てはまる問題であらうと思ひ、この問題について、あなたはどうかお考えをお持ちになつておられますか。少くとも今後この賠償問題について、役務賠償を乗り越えてそれを要請する地域に對しては、現物賠償をしてよいと考へておるか、悪いと考へておるか、その点についてまずお伺いをいたします。

○石田政府委員 これは先ほどもちよつと申し上げたのでございまして、今の条約の範囲内におきましては、現物賠償ということを中心として考へるといふのが、日本政府の立場であらうと思ひます。先ほど福田委員からもお話をいたしました、この三月にフイリピンとの間におきまして、沈船引揚げに關しますところの中間協定というものが

ができましたのも、お互いに話し合ひした結果、まずこれをやろうというこゝとでやつたのでございまして、やはり筋をいたしましては、日本政府はあのラインで考へて行くべきものではないか、あの十四条のサーピス賠償のあれを基幹といたしまして考へて行くべきものではないかと考へております。

○春日委員 そういたしますと、總理大臣は役務賠償以外に、フイリピンその他に對しては、現物賠償によつて何らかの措置を講じたいと思ひ、従つてそれに対していろいろ研究している、こういう答弁をされておるんだが、このことは講和条約第十四条に違反する言動である、こういうふうにお考えになりますか。

○石田政府委員 私總理のお氣持をばつきり承つておりませんので、どうも何と申し上げてよろしいか……。

○春日委員 氣持じやなくて、物事の判断です。

○石田政府委員 これは私先ほども申しましたが、現在におきましては、十四条の役務賠償を中心として考へるべきだと思ひます。但し十四条というものの趣旨が何にあるかといひますと、日本の経済の許す範囲内において処置するというのが、私は根本であると思ひます。それが日本や日本の経済の許す範囲内ということはいましても、なか／＼抽象論になるおそれもありますので、たとえば為替の問題はこうであるとか、あるいはほかの国に迷惑を及ぼしてはいけないんだとか、そういうふうなことで制約してあると、そういうのが十四条の規定であらうと思ひます。従ひましてその根本趣旨によつて、今後処理するべきもの

である。これは將來の問題として、フイリピンなりインドネシアにいたしましても、それ／＼の立場もございまして、要求もございまして、私はずれ話をいたしました結果、最後はどういふ結論になりましたか、私は予測できませんけれども、しかしできるだけ十四条の範囲でやつて行く。かりに十四条の解釈なんかをいたしましたも、多少のゆとりがあると思ひます、具体的なアプライの方法についても、あると思ひますけれども、しかし明らかに十四条を越える、極端なことを申しますれば、金銭賠償で行くというこゝとになれば、これは十四条のちを越えて、別の処置方法が必要であらう、かように考へます。ただ私よくわかりませんが、總理は、日本の経済力の事情が許せば、十四条が基本であつても、それ以上のことができれば、そういうことをよく検討して、そういうことを並べ上げて、こういう關係でございまして、こういう關係を法律關係とか條約關係とか、そういうものをよく検討して、そういうことを並べ上げて、こういう關係でございまして、こういう關係

○春日委員 あなたは理財局長として、日本の財政の収入、支出についてよくお見通しをお持ちになつております。従つて、日本経済がそういう現物賠償に伴う支出、あるいは現金賠償に伴う支出の経済力を持つかどうかよく御存じであるので、日本が本年度において、あるいはここ二、三箇年間に於いて、現物賠償をなし得るやうな予算の収支の状況にあるかどうか、この点についてひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○石田政府委員 これは先ほどもちよつと申し上げたのでございまして、今の条約の範囲内におきましては、現物賠償ということを中心として考へるといふのが、日本政府の立場であらうと思ひます。先ほど福田委員からもお話をいたしました、この三月にフイリピンとの間におきまして、沈船引揚げに關しますところの中間協定というものが

○石田政府委員 これは、私結局申しますのに、金額の問題だろうと思ひます。どのくらいの金額のことをするか、こういうことになるのであります。それから賠償という問題も、これは大切な問題であります。そのほかにも国の予算なり、あるいは貿易とかいふ関係にもなります。いろいろの問題がございます。従いまして、予算の上でどれだけ余裕があるかといふことは、ほかの経費をどうするかといふこととのらみ合いにおいてきまるものであらうかと思ひます。

○春日委員 国民生活をはなはだしく貧困に陥れしめない範囲において、そういう支出が可能であるかどうかお伺ひしたい。

○石田政府委員 これも、ですから全体の予算の支出の中におきまして、どういふふうな形になるかといふふうな判断するよりはかはないと思ひます。

○春日委員 この問題は、予算委員会か本会議でやります。

それから次は、為替管理局長に伺ひます。本法律案は、今回立法されんとしております。独禁法に基く輸出カルテル、あるいは企業安定法に基く調整組合、こういうものを対象としてもやはり適用されますかどうか、この点を伺ひたい。

○東条政府委員 この設備損失補償法の内容は、要するに輸出業者が、あるいは為替相場の変動が起るかもしれぬことと相なつてはならぬといふ趣旨でございます。問題は、この法律案の相手方は輸出者でございますから、だれが輸出者であるかということによつてきまると思ひます。

○春日委員 これは輸出する者、もしくは法人といふふうになつておると思ひますが、いかがでございますか。従いまして、カルテルは法人体の形になる場合もあると思ひますが、そういうものの場合、そのカルテルはやはりそういうものの対象になり得ると思ひますが、いかがでございますか。

○東条政府委員 別の官庁から御審議をいただいております法律案の内容をつまびらかにいたさないものであります。それらの改正法案におきまして、いわゆる組合形態、あるいは連合形態のもの、かかる種類の輸出の商取引をするといふことまでは、考えておらないのではなからうかといふふうには承知いたしております。

○春日委員 そこで伺ひたいことは、例を一つとりますと、パキスタンと日本との貿易協定なんかであります。パキスタンとの協定によると、たしか向うから五十万ペールかそれらの綿花を輸入する。その同一の金額を日本から輸出するのであるが、しかしこのことは、おのずからこの業者たちに、向うがこれの見返りとしてとるものは糸であるとか綿布であるとか、こういうものが大体その五十万ペールの対価の八割程度は考えられておるのではないかと思ひます。そういったとき、日本の一般雑貨として、そのパキスタンの協定に基いて輸出のできるものは二割か三割にしか当たらない。そうしたときに、パキスタンの政府が主張しておることは、少くとも日本がヤーンなり綿布なりを向うに輸出したその対価を、五年なり十年なりの長期のクレジットによつて決済ができる形にしてみらうならば、五十万ペール程度の

綿花の見返り輸入については、一般雑貨を輸入し得る用意がある、こういう話でございます。従いまして今日、日本の中小企業が生産過剰で非常に困つておるのだが、とりあえずその中小企業によつてできたところの平和的の一般雑貨といふようなものを、パキスタンへ大量輸出の道を開く方法として考えられることは、日本から輸出されるところの糸や綿布をまず五年程度の先払いにして、そうしてとりあえず向うから買つた綿花に対する分だけは、一般雑貨の輸入によつてこれを決済して行く、こういうことにしてくれといふ中小企業団体の陳情と運動が行われております。そういう場合、パキスタンへ輸出するところの綿布業者や糸業者たちがカルテルをつくつて、そうしてそのパキスタンへの輸出数量、その金額、こういうものを国内的には割当てて、そうして対パキスタンへは一つの組合の形において一本の形で輸出をする、こういうような方法も考えられないことではないと思ひます。日本のおそうすることによつてのみ、日本の一般雑貨を初めてパキスタンへ輸出する道がここに開かれると思ひます。そういう場合、このカルテルが行うところの輸出、これに対して本法の適用を受けられるかどうか、この問題を伺つておきたいと思ひます。

○東条政府委員 日本とパキスタンとの貿易とりきめの内容に関連してのお話でございますが、御承知のように、一応政府間では調印を了しておりますけれども、日本とパキスタンとの貿易とりきめにおきましては、向うから原綿を六十万俵程度入れる、これは御承知のようにパキスタンの日本への輸出

品目のうちの大きなものであります。が、そういう綿花を中心にしたしまして、出入りとも約三千万ないし三千二百万ポンド見当の商取引をやつて行く、こういう話合ひに相なつておるとは御承知の通りであります。

そこでたゞいまのお話を伺つておられますと、あるいは私の聞き違いかも知れませんが、雑貨でありますとか、あるいは繊維製品、そういうものに、今回の輸出銀行法の改正に伴いまする銀行のファイナンスの問題でありますとか、あるいは設備損失補償法の為替のリスクの問題でありますとか、そういうものの適用があるのではなからうかといふような前提のもとに、お尋ねでなかつたかと思ひます。これはもう春日委員御承知の通り、今御審議を願つておりますところの内容は、設備輸出為替損失補償法の主たる内容は、鉄鋼でありますとか機械でありますとか、あるいは純粋なプラント輸出とは言えませんが、先ほど銀行局長から御説明申し上げましたプラント、これに準するようなものにこの際としては設備損失補償法の対象を限定したい、こういうのがこの法律案の趣旨でございます。従いましてその組合が法人格を持つておるかとか、あるいは当該人格を持つておる法人が、はたして実際の取引においてLCの発行を受け、あるいは手形の受取人になるかといふ、現実の取引を考へる場合の技術的な問題の一手手前、この為替リスクの補償に対する法律案の対象が、そういう雑貨ないしは繊維類にはむしろ適用がないのだといふお考えで御審議をいただきたいと思ひます。

○春日委員 それではプラントもしくはこれに準するといふことであるが、私は本法の精神はやはり輸出振興にあると思ひます。私はそういうものにむしろ限定をしないで、一般的に輸出の振興に大いに役立つといふような場合においては、これを広く適用の対象にするのが本法の目的を達成するゆゑであると思ひますので、この点については、さらに御再考を願ひたいと思ひます。

もう一つは平田さんにお伺ひしたいのであります。インドとかパキスタンとか、特にフリーピンであります。これらの国の国内法によりまして、日本の商社が向うに出張所なり支社をつくつた場合、それに対して、あがる収益の二割かなんかの大きな税金をかけて、しかもその商売を通じて本社が得た利益の、たとえば日本の国内における商社が得た利益のさらに何割かをその国に納めさせるといふような法律がございまして、従つてパキスタンなりフリーピン、まだほかの国にもあるかもしれませんが、そういうような国においては、日本人が商社をつくることのできない。このことは非常に輸出を阻害しておると思ひます。現在カラチには日本人が二百名近く行つておるのであります。しかし自分でお家をつくつて、支店、支社をつくれれば歴大な税金がかかる。これではとても経費がまかなえるものではないからといふので、ほとんどホテル住まいで、支社といふものはただ一社もできておりません。やはり店舗をかまえて商売をやつて行くということになれば、腰もすわりましようし、取引も能率的に行われるでございませう。いろ

いる日本は輸出振興のために、多角にわたつて諸策がかくのごとく並行しておるのでありますが、こゝういふような、相手国の国内法によつて輸出の振興がはなはだしく阻害されておる面については、外交折衝等によつて何らかの措置を講ずることによつて、彼らがそゝういふ商事活動を自由にできるような態勢を打開して行つていただかなければならぬと思つておられます。従つてこゝういふような国、たとえばペキスタンの日本における商社に対する待遇とか、あるいはフィリピンの日本における支社等が日本の国内法によつてどういふような待遇を受けておるか。日本人たちがその地において受けておる待遇と、またそれらの国々の諸君が日本において受けておる待遇と、大体どの程度違つておるのか、この点御説明願ひたい。

○平田政府委員 ただいまのお尋ねは、実は非常にごもつともなお尋ねだと存するのであります。私も調べたところによりますと、どうも今のやうな状態ですと、せつかく向うに支店を設けてやりましたも、非常に大きな課税を受ける例が非常に多い。しかもその課税の仕方が、外形的な課税を受ける場合がありまして、利益をあげなくとも相当な課税をするというやうな例が間々あるやうであります。船舶等につきましても、ある国のごときは、入港したただそれだけの事実で相当重い税をとつておる事実もあるやうでございます。従ひましてこの問題につきましても、大蔵省といたしましてもよく事実を調べて、今後でもできるだけいろいろな手を使いまして善処するやうにいたしたい。現在の税法では、少く

ともそういう国々で現実に払いました税金を、日本で課税する場合、経費として引くといふことはいたしておりませんが、そういう税金を日本で払う税から引くといふところまで行きますかどうか。そこには大きな問題があるわけでありまして、なおそれをやる上におきましては、相手国におきましてどういふ課税をするかといふことにつきましても、ある程度話し合ひをした上でやりますと、これまた結局向うにとられつばなしで、いたずらにこちらの財源が減るといふことになりまして、よく話し合ひをいたしたい。とりあえず、近く、たしか九月ごろでございましたか、エカフエでアジア諸国における二重課税の問題が一つの議題になるやうでございまして、その際におきましては、民間からも専門家にやつてもらう、大蔵省も専門家を派遣いたしました、さらに実情等もよく調べ、あるいは

は各国の意見なりを十分聞きまして、十分対策を立てるやうにして参りたい。しかし何しろ平和条約も結ばれていないといふところにおきましては、なかなかむずかしい。しかしペキスタンのやうな国は、大分進捗いたしておりますので、通商航海条約その他いろいろの国際間の条約が進行しております。国との間におきましては、二重課税の防止に関する条約といふやうなものにつきましても、さらによく考えまして、お話のやうな障害をできるだけ排除するやうに努めて行くべきものだと考えます。

○春日委員 わかりました。そういう税法があるために、支社が一つもできないで非常に困つておりますので、支社ができて、やはり輸出振興のために

日本の商社が海外の前線活動のできるやうな態勢を、政府の責任においてすみやかにおつくりを願ひたいと強く要望いたします。

それから為替管理局長にお伺ひをいたしますが、ヨーロッパでは、ヨーロッパ支払い協定といふものがありまして、必ずしもドル建、ポンド建といふことでなくて、多角決済の方法がいろいろあります。アジアにおける貿易を振興するためには、やはりアジア支払い協定なり、何らかの方法で多角決済の道が開かれるのでなければ、現在の決済方式では、とてもその貿易振興の道といふものは、いつも外貨資金の涸渇という壁にぶつかつて、前進いたしません。従つてアジア支払い協定を結成することのために、何らかの方策を講じたことがあるかどうか、これに対する見通し並びに経過について伺ひたい。

○東条政府委員 貿易決済上の多角決済がいいのではないかという点は、まことに御指摘の通りであります。その意味において、非常にごもつともなお尋ねでございます。ただ欧州のE.P.U.に相当するやうなアジアの多角決済機構がつくられるかどうかという問題を研究するにあたりましては、決済同盟加盟国の貿易構造、貿易のしりをよく見る必要がございます。つまり加盟国メンバー全体といたしまして、これが何とか全部帳消しになつて行くとか、あるいは相互の貿易構造を調べてみまして、いわば収支補完するやうな構造になつておられませんと、一時的につくつてみましても、結局全体としての帳面の間では動きまますから、その意味にお

ける決済資金というものが非常に多額を要しまして、結局つくつてはみたが絵に描いたもちのやうなもので、掛声だけに陥るおそれが十分にあります。また決済同盟をつくりまして、それを現実に円滑に運営して参りますためには、国際協力の度合いといふか、民度と申しますか、お互ひによく制度を理

解し、協力し合うといふところまでいろいろの点で発達しておることが、実は必要不可欠であります。先般のエカフエの会議におきましても、実はアジアの決済機構の問題が議題として取上げられております。その意味におきまして、政府の部内でも多角決済機構の問題については、いろいろ検討いたしておりますが、お尋ねのアジアのみならず、多角決済機構といふことは、もちろん一つの非常に重要なテーマでありまして、絶えず研究、検討しておくべき問題であります。御承知お願ひしたいと思います。

○春日委員 この問題につきましても、日本商工会議所等も非常に広汎な資料で一応の研究もでき上つております。その意見によると、アジア支払い協定は可能であるという結論がデータに基いて出ております。日本はアジアにおける唯一の工業国でありまして、この支払い協定ができるかできないかについてのキー・ポイントを握るものは、日本政府の態度であると思つておられます。従ひましてこの問題については、あなた方が右顧左眈するのではなく、現在の日本の中小企業が生産過剰になつて有

を買つてくれるのは東南アジアである、東南アジアに決済方途を求めらるらば、これはどうしても多角的決済方法を考えなければならぬ、とすればこれは、やはり日本の中小企業の救済、あるいは日本の自立経済といふ問題についてはさくことのできない問題であると思つておられます。わけてアジアにおける唯一の工業国としての日本の使命を考へますときに、支払い協定の可否の

かぎを握るのは日本政府である。そういう意味を握るには日本政府である。そういう意味におきまして、この問題はすみやかに結論を得られる、というよりも、むしろ指導的な使命を果されて、貿易の停滞が、こゝういふ方向を通じてすみやかに道が開けて行くやうに御努力願ひたいといふことを強く要望いたします。

○千葉委員 午後一時半まで休憩いたします。

なお午後は十一委員室において再開いたしますから、御了承願ひます。

午後零時三十分休憩

午後二時十分開議

○内藤委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中と同様、本日の日程に掲げました国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案外二十法律案及び本委員会における国政調査の一環としての国有財産の管理状況に関する件を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました国有財産の管理状況に関する件に

の管理いたしております本館並びに第一、第二、第三会館、それから議員宿舎、こういう国有財産の建物の中で、民間の業者に食堂、または売店等を許可しております件数はどれくらいありますか。

○大池事務局長 たいだいま本院の議員食堂並びにその他の売店等の許可件数のお話であります、売店その他の営業的な面を許可いたしております件数は、第一、第二、第三議員会館並びに本院全部を通じまして、二十三件ございまして、食堂につきましては、たいだいま申し上げました議事堂並びに会館、宿舎等を全部合せまして十件でございます。

○井上委員 これらの公共建築物をこういう業者に貸し付けます場合に、いかなる条件でこれを貸しておりますか。そうしてその具体的な内容について、たとえて申しますと、食堂の場合は、いす、テーブルその他什器は本人持ちでありますか、それともこれは国有財産になつておりますか。その場合の賃料、使用料、それからガス、水道、電気の使用料は本人持ちでありますか、国庫が負担をしておりますか、これを伺いたい。

○大池事務局長 たいだいま井上委員の御質問によります、衆議院におけるたいだいま申し上げましたような箇所におきまして、営業的な面を許可いたしております分につきましては、御質問のいす、テーブル並びにその営業をやりますことについての必要の設備は、衆議院のものを使用しております、それに対しては、賃貸料等はございませぬ。なお衆議院の方で、一応これで十分であると認めて貸し与えたものは

かは、什器類はもちろんのこと、業者みずから特にこういうものが必要だとおぼえておられるようでありまして、それは各業者の自由にかかせておる次第であります。なお賃貸料というものは全然とっておりません。

○井上委員 国有財産を無償で貸し付けるといふ法的根拠はどこにありますか。

○大池事務局長 法的根拠に従つて貸し付けておるわけではありませんが、かりに食堂にいたしますれば、議員が国会開会中職務を遂行する面において、食事時間等によそへ出かけて行くという事は職務執行上非常に支障を来すといふことの前提で、この新議事堂に移る以前の旧議事堂以来、むしろこちらの方で適當なる食堂業者を設備を利用して、食堂を設けた方がよろしいといふことでございまして、それが引續いて、新議事堂に移りまして、大部分は従来の経営をしております、その食堂の営業そのものについて、その許可は、監督官庁に届け出て許可され、私どもの方は、請負おりました面についてのみ監督をいたし、営業に基きます所得税その他の税金関係等は、税務署の直接管轄するところであり、衆議院で請負おせることになれば、その都度一般の営業許可権に基きまして、東京都の方から受けてやつております。

○井上委員 国庫の最高機関である国会が、その所有する国有財産をみずから無償で貸し付けるという、これが国会内の職員やまた議員等の関係しまた共済組合、または消費組合等が経営をいたします場合においてもやはり問

題は多少ありますが、そういう福利厚生施設というのを全然逸脱した、第三の営利を目的とした業者に一定の場所を提供いたします場合は、当然一つの法的基礎を必要とするのであります。もしそれが慣例で行われて来ているといふことでありますならば、それは脱法もはなはだしいことと考えなければならぬし、またそういうことがかりに許されるということになりますと、解釈は非常に広範囲に解釈され得るのであります。今お話のように、食堂の場合には、そういう御説明も一応つきまします、しかしそれはその他の売店や、いろいろ複雑な仕事をやつている人に、いろいろの部屋を貸しておりますが、そういうものは説明がつかぬ事態が起つて来やせぬか。そういうことが国会においてかりに許されているということになれば、他の国有財産施設がそういうことに悪用され出した場合、一体どうするかということになり得るのであります。従つてもしあなた今の御説明のように、議員活動を有効に行わしめる一つの施設としてこれが許されていると、この施設として、国有財産法の一部を改正して、さような公共利用の場合には使つておけるべき得るような、無償で貸すことができ得るような規定を設ける必要がある。ただ国有財産法の二十二条によりますと、「営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、国有財産は貸し付けることができない、譲渡することはできない」ということが書いてある。従つて今やつておることはこれに反する。だからあなた言うように、公な任務のためにそういう施設が必要であるというふうな法的な改正を国会に提案をして、法律的

な裏づけの上においてやられることが、他の国有財産を管理する者に対しても一つの方向を示すことになりはせぬかと私は思うのです。でない、営業者として入つて来ているのですから、営業が成り立たぬ以上はやらぬわけですから、そうしますと、その営業者は国有財産である機やいす及び一定の場所を無料で使ひ、ガス、水道、電燈、一切を無料で使ひ、こういうことが一体許されることになりましたら、他のしめしはつきません。そうお思ひになりませんか。

○大池事務局長 たいだいまの井上委員のお話は、原則論としては確かにそういう点はあろうと思ひますが、こちらの方の国有財産の一部分の使用を認めるといふ点におきましては、そのために、純粹の他の一般の営業者とは違ひまして、その食堂なら食堂、あるいは売店なら売店の販売品等の一—食堂におきましては、どういふものを幾らで売らせるといふことをその都度議事堂に申出を受けまして、これに、ガス、水道等も、一般の経営であれば当然に自己支弁になるべきものが、衆議院の方のものを使つておるわけでありまして、そういうものの関係で、他の一般市価よりもはるかに一品ごとに安い値段で協定をいたしまして、その値段によつて売ることを許す、こういうことにして、それだけのもうけを得させないような配慮をいたしておる次第であります。かかる一般の売店が、たいだいま申し上げました通り、二十三にもなつております。昔はごく少数の二、三、四にとどまつておつたのであります、いろいろの人員がふえまして、必要がありまして、各議

員会館等の世話人の方で、こういうものを不便であるから置いてくれという申出に基きまして、—こういうことは従来は事務局限りでやつておりましたが、最近には議院運営委員会に庶務小委員会というものがございまして、かかる厚生面のことは、一切その庶務委員会を通じて、最後には議院運営委員会の決定をまつてやることに相なつております。従いまして、各世話人等の申出をその都度小委員会に諮りまして、それを置くが、それならどこに置くかというところが常に問題になります。實際の場所を見定めまして、ここならば支障がなくできるだろうという場所のあるものに限つて許すといふことで、ちよいちよいふえて参つておるような次第であります。今言うような営業そのものは、一般の営業許可を受けて、その方面で監督する、私どもの方は、許可をした条件にそむかないように、また議員さんたちの不便がございまして、これをかえるといふようなことは、純粹の営業許可にはありませんが、いつでも必要があれば立ち去ることができるといふような契約をいたしております、それに基づいて、従来からも慣例的にやつておるわけでありまして、これが今国有財産法の使用違反になるかどうかという点については、私どもは長い間の慣例で、別に今日まで非難を受けておりませんので、このまま使用していいものと心得ておつた次第でございます。かような御議論のありましたことにつきましては、さつそく庶務小委員会の方に申入れをいたしまして、この点を研究していただくことにいたしましたと考えております。

○井上委員 それからいろいろな売店

やら、いろいろな福利厚生施設が必要とした店舗、事業所等を貸し与えておられますが、私はあなたの方の職員がつくつておられます共済組合、あるいは消費組合というものがござりますが、ちようど鉄道の方でやつておられます弘済会というふうなものがありますように、そういう一つのある団体が経営主体になつて行くことの方が正しいじやないか。何か第三者の運動が行われて、その運動によつて、あなたの方が庶務小委員会や、または事務局会議でここを貸すとか貸さぬとかを決定するということになつて来るのじやないかと思ふのです。そのことのために、いろいろな話を私ども聞くのです。だからできることなら、消費組合なり、あるいは共済会において売店の他は経営させて行く、もし売店の経営が非常にうまく行かぬというふうなことがあれば、そのときまた新しい対策はありますから、一応やはり筋を通しておかぬと、いろいろな同業関係の競争や運動や、忌まわしい話がいりいることさらに相手を傷つけんとして流布されることは、国会の権威の上からもはなはだ迷惑するところであり、議員がこれを見て知らぬ顔をしているといううわさを聞くのですが、そういう点からも、これはやはり国会の職員の福利厚生施設としてやつており、また議員全体の利便の上からやつて、また議員全体で筋道を通して、それで法的基礎を明らかにしてやつて行くというふうにするのが私は妥当ではないかと思ふ。われわれの足元で、そういう固有財産がどの法規にも基いていない単なる慣例によつて、議員の利己的な利便のためにこれがかつてに利用され

たのでは、他の官公庁が不当なことをやつておつたつてわれわれは追究できません。だからわれわれのみずからこのころを、みずから明らかにしておく必要があると思ふ。そういうように一応あなたの方でもお考え願つて、この問題は明らかにしてもらいたい。特に最近のように、各会館に二つも三つものいろいろな部屋が貸されて、いろいろな営業が行われているということがあまり目に余る事情になつてきている。これはいろいろの弊害をいろいろなところにも生んでいる。そういうことからして、あなたとしてはなか／＼たいへんであると思ひますけれども、これを許して、他の官庁の行政関係の財産管理が弛緩をしたらたいへんなことになつてしまふから、これはやはり立法府としては、その点だけのけじめだけははつきりさせておいた方が私はいじやないかと思ふ。人から非難をこゝろむらぬような措置をしておいた方がいいじやないか。特に私が申し上げましたように、職員の福利厚生の施設のその一環の事業として、そういうものを経営させて行くという方向を一応考へてみる必要があるはせぬか。消費組合はあつちのすみの方で、か細い商売をやつて、こちらでは堂々と商人が至るところに店を張つてやつて、これで消費組合が成り立つはずはありませんよ。だからそういう点で、もし消費組合がしろつとでうまく行かぬというならば、業者に請負わすとかなんとか、消費組合の責任でやらすという建前を明らかにした方がいいじやないかと、こういうふうに一応私は考へておるので、そういう点も御参考にされておきたい。

まして、善処されるようにお願いをしておきたい。

○大池事務局長 ただいまの井上委員のおつしやることは、たいへんごもつともと思ひますが、いろいろ広範囲にわたつておられますので、ただちに消費組合の方でお引受けをするというふうな面も、ただいまの状態においてはできませんが、まずとりあえずの問題といたしまして洗濯屋の、従来やつておりました白洋舎をやめて、その方面を今回からいたすことに一つだけ取上げているわけでありまして、それ以外の点につきましては、ただいまの御趣旨を十分体しまして、小委員会等にもお話を申し上げまして、そういうことのできる面につきましては、そういう方針に進みたいと思ひます。

○井上委員 この問題はそのくらいにいたしておきまして、昨日質問をいたしました管財局長に対する質問で多少疑問な点が二、三残つておりますので、この際さらにこの問題について二、三質問を許していただきたいと思ひます。

先般私が、元陸軍造幣廠の枚方製造所へ小松製作所への払下げ問題に關して、この払下げの許可はいつしたかということを質問いたしましたところ、一つは昨年暮れですか、一つはことしの春一ヶ月ごろ許可をした、こういう話でございましたが、私の調べたところによると、あと月にある地区を許可をして、いま一つはまだ許可が正式になつてない、こういうことになつておるようでありまして、さうございませぬか、その点まず明らかにしておきたい。

○阪田政府委員 この前実は十分資料を持つておりませんが、御答弁申し上げたので、多少間違つておつた点があつたかと思ひますが、この枚方製造所を小松製作所に処分して使用させるといふ方針を決定しますにつきましては、段階が二つあるわけでありまして、最初にあつたを一括転用して小松製作所に使用させるといふ方針を決定します段階と、それから具体的に払下げの契約の内容を具して、こういうことと契約していかんかということを現地から言つて参りましたのに対して承認をする段階と、二段階あるわけでございます。それで二地区——枚方には今回問題になつておられます地区が二つあるわけでありまして、甲斐田地区と申します方は、これは最初の方針の決定が二十七年の六月二日になされておりました、それからあつたの方の具体的な払下げ契約に対する大蔵省本省の承認が、本年の六月二十三日になされております。それから中宮地区の方につきましては、最初の方針の決定が二十七年の九月二十四日になされておりますが、具体的な払下げ契約に対する大蔵省としての承認の決定は、現在手続中でありまして、まだ完了いたしておりません。

○井上委員 それでわかりました。それと、小松製作所にこの施設を転用することを決定したいといふことは、その施設を使つていい、ということの決定でないかと思ふのですが、その場合は、そこに賃貸借が生れて来るものですか。そうすると、この両地区の賃貸借はあなたの方できめたものではなして、大阪財務局にまかしてきめたのですか、その点を明らかに願ひたい。

なほもしおわかりになつておりますならば、この払下げが決定いたしますまでの間のこの施設、物件等の賃貸借は、一箇月どのくらいもらつておりますか、御説明願ひたい。

○阪田政府委員 先ほど第一段階として転用の方針を決定すると申し上げたわけでありまして、その転用の決定をするといふことは、会社に貸し付ける契約をするといふことではございませぬ。こういうふうな軍の大きな工廠の施設等につきましては、これをどういふ方面に処分して、どういふ用途に使用するかというふうなことにつきまして、これを一括して処分する方針をきめることにいたしました。その方針をいたしまして、これは小松製作所から申請があるが、ここに売り払つて、こういう工場施設に使わしていいだろうという方針を大蔵省としてきめたわけでございます。従ひまして、実際に貸し付けると申しますか、この施設の中に会社が入つて機械の手入れをするとか、あるいは一部については動かしてやるかというふうなことを認めましたのは、その後になつておりました、現在甲斐田地区の方につきましては、まだ立ち入らせておりません。それから中宮地区につきましては、昨年の十月一日から立ち入らせているわけでありまして、

使用料につきましては土地、建物、これは大体立ち入りまして使つたものだけについてつたわけでありまして、全体の施設を張りかゝる契約をするわけでありまして、そのうちで入つて使つたものだけというところで調定いたしております。土地、建物につきましては、昨年の十月一日から今年の三月

三十一日までの期間の分といたしまして二百四十五万一千五百三十円、それからその他受電所等の施設、これは別途使用いたしますので、その関係が十一万三千九百四十二円、それから事務所の土地、建物等に対する分が十五万円、それから機械器具等につきましては、九百四十一台を売り払う予定になつてゐるわけでありまして、そのうちの四百七十六台分につきましては三十四万三千五百六十七円、それから受電所の設備、機械等につきまして八万六千三百五十五円、大体これだけのものを調定いたしております。

○井上委員 これほどの大きなものを払い下げます場合に、省議を開きましたか。省議にはこれはかけておりましたか。それから六月二十三日に、甲斐田地区ですか中宮地区ですか、今聞き落しましたが、どちらか大臣決裁を受けておられますが、この甲斐田地区なら甲斐田地区の大臣決裁を受けました六月二十三日は、参議院、衆議院とも本会議を開いておりました、大臣は朝の十時から晩までずっと出ておりました

が、これだけ大きな物件を払い下げについて、大臣が単なる言判を押すはずはないと考へます。従つて、何か大臣をして納得せしめるところの具体的な資料というものが提示されなければならぬ。単に枚方地区のこれ／＼のものをこの価格で払い下げるといふことについての決裁であるか、それとも、これ／＼の物件をこの評価によつて払い下げるといふことで承認を得ていたのか、そういう問題がこれであろうと思ひます。これはいずれ大臣の出席を求めて私に聞くつもりであります、いかなる方法で大臣の承認

を得たか。それから、現に中宮地区の方が使用され、もうどん／＼生産が行われておりますが、この地区の決裁はどうかというわけであらうと思ひます。そのか、それから私も疑問に思ひますのは、同じ枚方地方の地区において、一方は坪当り三十円ぐらい、一方は二百四十円ぐらい、同じ地区において、何ゆゑにいくも坪当り価格が違うのかという疑問が起つて来ます。そういう点についても、この際一応御説明を伺つておきたいと思ひます。

○阪田政府委員 この両地区の払下げを決定いたしますにつきましては、決裁の文書を書き出す前に、あらかじめ省議を開きまして決定をいたしておりました。

それから大蔵大臣にどういふ説明をして、どういふ決裁をしてもらったかというお話であります、これにつきましても、私の方から直接大臣に御説明を申し上げたことはありません。文書課、次官等が大臣の御決裁をいつも得るようになっておられますので、その方で様子を聞きまして、御説明申し上げたと思ひます。それから片一方の方がきまつたのに、片一方はなぜきまつておらぬかというお話であります、これは御承知のように、中宮地区の方はまだ決裁が落ちていないわけでありまして、これにつきましても、やはり非常に大きな、しかも内訳多数にわたる物件の処理をいたしますので、中の評価の問題等についてお聞きをいたして、いろいろと検討をいたして、現地に問い合わせましたり、いろいろこまかい点であります、評価のやり方を修正しなければならぬ問題がい

ろいろ出て来ますので、そのような関係で、特に遅らしたわけではないのですが、中宮地区の方はちよつと手間がかかりまして、遅れておるといふのが実情でございます。

それから土地の坪当りの単価のお尋ねだと思ひますが、一方は三十円、一方は二百四十円ということはどういふせんはずで、大体中宮地区の方が坪当り三百円程度、甲斐田地区の方が坪当り二百四十、五十円程度の平均単価になつておると考へます。

○井上委員 この中宮地区の払下げは、管財局長としては決裁をいたしておりませんか。

○阪田政府委員 決裁いたしておりました。

○井上委員 そういたしますと、あなたは現地を見たことがありますか。

○阪田政府委員 見たことはございませぬ。昨年両地区とも見て参りました。

○井上委員 もつと高声で答弁を願いたいです。これだけの物件でありまして、おそろく現地を視察されたらうと思ひます。あの中宮地区のすぐ前は、ごらんの通り商店街になつておられて、しかも幅員約三メートルの道が、京阪国道に貫通しております。そういう交通の便利な土地帯で、しかも住宅街として非常に適当な地理的条件にある土地であります。最近の地価の関係から、千円から千五百円、い

いところは二千円もしておるといふことを、地元の方が言つておられます。この事実から考へて、これをあなたが決裁するにあつて、五百円と押えたのは一体どういふわけですか。付近のそういう地価というもの、全然お考へになりませんか。たとえば税務署が固定

資産税をとります場合、地価標準によつて算定をされて参りますが、これを売る場合には、そんなものは全然お考へになりませんか。

○阪田政府委員 大体この土地の売払い価格の調定につきましては、いろいろの要素を参考にいたしておるのであります、付近の類似の基準にされるような土地、こういうものの貸貸等級というものをまず求めておられます。しかし大体固有財産につきましては、貸貸等級のついていない土地が多いわけでありまして、近傍の同じような条件の土地の貸貸価格を一応推定いたしました。そういうものを基礎にして、いろいろ／＼なやり方があります。その標準価格、あるいは地方の固定資産税の評価の基準価格というものを算定いたしました。かようなものを参考にいたしまして、これは大体取得のとき、あるいは台帳に載せたときの値段が載つておるわけでありまして、そういうような値段から、その後のこういう地価の値上りの指数、これは勸業銀行等で調べておるのであります、そういうような指数をかけて出してみます。あるいはこれは当初買取しておりました、正確に全面的にわかつておらないのですが、大体の買取価格はわかつております。そういうものに対して、買取時期から売払いまでの地価の値上りの指数というものをかけて出します。その他もちろん近隣に似たような土地の売買例があれば、そういうようなものを参考に調べるのか、それからその付近に精通する地元の人等の意見を聞くというように、いろいろ

そういうような数字を集めまして、総合判断して決定いたしておるわけでありませぬ。それでお話の土地であります、近所に千円とか二千円とかいふ実例があるというお話であります。これは具体的その場所なり事実は、初めて伺ひましたので、私存じませんが、こういう大きな広い工場用地を処分するわけでありまして、やはりそういう用途に即した評価をいたす必要があるわけでありまして、工場等の入口に近い商店街というふうなもの、ことに非常にいい場所にあつて、工場ができれば非常に商売上いいというふうな土地を、小さい面積を処分するというふうなときには、これはかなり高い値段が経済原則からどうしても出て来ると思ひますが、こういう広大な工場用地を処分いたします場合には、やはりそういう値段で全体の土地を売るといふことはむづかしいのじやないかと思ひます。お説のような問題は、十分検討してみたいと思ひますが、一応の考へて、私としては考へておるわけでありませぬ。

○井上委員 小松製作所から、この中宮地区等の払下げ契約に基いて、どのくらい代金を支払われれば、これが全額支払われぬとすれば、何年の契約で全部払うことになつておられますか。

○阪田政府委員 払下げ価格は、先ほど申し上げたように調定はいたしておりますが、売買契約はまだ最後の締結に至つておりませぬので、払下げ代金は徴収いたしておらないわけでありませぬ。とり方といたしましては、これは国有財産特別措置法の規定によりまして、十箇年賦でとることになつており

ます。最初に繰下げ価格の二割の頭金と申すか、一時金を徴収いたしました。その後十箇年賦で代金をとる。延納代金は八分の利息がつくというふうなことで、徴収いたす予定になつております。

○井上委員 一応払い下げてくれという申請を出しまして、払下げが決定をしませんと、金を払わないでもいいことになると思いますが、保証金とか、そういうものは全然国有財産の払下げの場合には必要としないことになつていますか。民間の場合は、大体売買契約ができますと、保証金なら保証金を何は入れるというに、普通の取引はなつておりますが、国の場合はそういうことは必要ないのですか。

○阪田政府委員 これは一般の公入札等で処分いたします場合には、入札者に保証金を積ませるという事はいたしません。この場合は、随意契約で相手をきめて取引するのでありますので、これは契約の成立いたしましたときに、最初に二割の代金を今度とることにいたしております。現在は契約ができておりませんので、代金は徴収していません。

○井上委員 それはちよつとおかしいですね。といひますのは、もし国が財政法第九條に基いて、適正な価格でなかつたら譲渡しないという方針のもとに、一定の適正な価格をはじき出した。しかし相手はその価格では受取らぬということになりました場合は、売買契約は成立しません。しかしこの問題は、現実においてはすでに小松製作所は国有財産を使用して生産を始めておるのであります。もし国が申し入れた価格が気に入らぬという場合は、現

在の貸借関係——貸借関係ができておるかどうかわかりませんが、代金を払つて以上は、貸借関係が事実上成立してあるということになりまして、そうなるので、このまま居すわられたい日はどうなりますか。そんな高いものは買えぬといつて相手が居すわつて、安い賃貸価格しか払わぬといふことになつたらどうしますか。そこがちよつとおかしいことになりませんか。何か強い非常力のあるものには保証金をとらなくても貸すわ、そしてその売買においても、保証金も何にももらわなくても売買契約をするわ、そういうことが一体常識上考えられるのでしょうか。

○阪田政府委員 払下げ価格の問題であります。会社の払下げ申請書は、これは文字通りとつてもおかしいものかもしれませんが、払下げ価格につきましては、官の指示通りということでは、官の指示通りとつておられるのであります。もちろんこれは実際問題といたしましては、たゞいままでいろいろと評価もいたしまして、交渉もいたしまして、内話はきまつておるのでございまして、それから先ほど来申し上げましたように、これは売買契約が成立いたしましたときに二割をとるわけでありまして、その前にとる理由といひますか、根拠はないわけでありまして、御指摘のように、中へ立ち入らしておる、調査をしておる、あるいは一部については使用しておるという状態でありまして、こういうような立場で、事実問題として入つてしまつてすわり込む、それで値段の交渉等についていろいろと異議を唱えるというふうな心配が確かにあるわけでありまして、相手に

よつてはそういうものも確かにありまして、苦い経験を含めたこともあるわけでありまして、従ひまして、この場合におきましては、すでに政府に納めさせたわけではありませんが、甲斐田地区につきまして、第一回に納める金額の二割に相当する金額が、その会社の所有のままで預金になつておるわけでありまして、金を積ませまして、それを保管させておきます。それで契約が成立すれば、ただちにそれを収納できるようにな形に確保してございまして。

○井上委員 現在小松製作所の看板が上つておりますが、あそこから省線の四條線の片町線につなぐ引込線があります。この引込線は現在国有財産になつておりますか、それとも国有鉄道の所管のものに置いてありますか、それは一体現在どこかの所有監督権の中に入つておりますか、その点を明らかにしておいていただきたい。

○阪田政府委員 この引込線は、私どもの方で管理しておりますが、普通財産の整理になつております。今回の払下げの関係、どの分が払下げの中に入つておりますか、どこからどこまでの分が入つておりますか、ちよつと今調べないとわかりかねます。調査の上で申し上げます。

○井上委員 それは今度の払下げ物件の中に含まれてないと思ひますが、かかるにこれを使つておつた場合はどうなりますか。

○阪田政府委員 これはやはりその使用の度数に応じて、そういう場合でありますれば、当然使用料金をとるわけでありまして、このほか枚方の施設につきましては、変電所の設備でありますとか、水道の設備でありますとか、い

ろいろ共用されるものがあるわけでありまして、そういうものは、払下げいたしません場合には、使用の程度に応じて使用料を当然とるわけでありまして。

○井上委員 私は先般この枚方製造所に類似した元陸軍造兵廠、または海軍造兵廠、その他の国有財産で最近払い下げました物件及び払下げの条件、評価等についての資料を要求しておりますが、まだ出ておりません。これを出していただければどうか。それから特に問題になつておりますこの枚方製造所の小松製作所へ払い下げますところの物件、土地、建物等の政府が評価いたしました評価簿、相手側から出してあります申請書、これは現物のまま本委員会に今明日中に提出を願ひたいと思ひますが、できますか、この二つを伺つておきたい。

○阪田政府委員 ただいまの資料はできるだけ急速にとりまゝと御提出いたします。それから払下げ申請書等の実物は、実はまだ役所で処理を進めておる書類でありますので、御用のおきにその都度お見せいたしますことと御了承願ひます。

○浅香委員 議事進行について……局長に伺うのですが、大阪枚方の旧工廠のあと、今小松製作所が使つておる問題のところへ私どもが視察に行くというところに昨日なつたのであります。が、昨晚のラジオでは、理事会においてこれを財政法違反である、よつて局長の方から資料をいまだ出して来ないで視察に行くというふうなことの放送があつたのであります。これはラジオを聞きましての場合に、心理的にいろいろな影響を与える問題なりと私は考

えるのであります。ラジオをお聞きになりました局長のそのときの心境は、どんな気持でお聞きになりましたか、一度お伺ひしておきたいと思ひます。

○阪田政府委員 私はラジオを聞かなくなつたものですから、その点の心境を申し上げようもないわけでありまして、事実には違反している報道といたしますが、適当に処置したいと思ひます。

○浅香委員 その点どういふ根拠から財政法違反であるといふことを言われたのか、私には今のところわからぬのですけれども、ただこういうことが起つたから視察に行くといふのが話ばかりですが、財政法違反であるように思ふから視察に行くといふことにつきまして、与える影響は非常に大きいと思ひます。

それから資料の点であります。先般来井上委員から資料の提出方をたびたび督促しておられますが、すでにあしたの晩現地に視察に出発しようとするところの今日に至つておられますので、まだ資料が出ておりません。この場合に、この何日の間資料の遅れておりますところの理由を、委員長にあなたの方から了解を求められたかどうかといふことも、一点お聞きしておきたいと思ひます。

○阪田政府委員 先ほどのラジオ放送の財政法違反とかいふお話ですが、これは私も実は聞いておらないわけですが、私どもも、私どももいたしまして、どういふ根拠に基いて、どういふわけでそういう放送がされたのかまつたく存じておりません。財政法違反といふのは何を言つておられるのか、私どもとし

でもまったく見当がつかない話であり
ます。御了承願いたいと思ひます。

それから資料につきましては、これ
はかなり膨大な資料になりますので、
急いでやつておきます。ただいまお話
のいろ／＼実地に御調査になるような
場合には、必ず間に合うように調整し
たいと思ひます。

○井上委員 私か昨日質問をいたしま
したことに関連をして、今淺香さんか
ら非常に重大な発言がありましたか
ら、一応私から釈明を申し上げておき
ますが、これは私の勉強の不十分もあ
るかも存じませんが、私の調べました
財政法第九条には、「適正な対価なくし
てこれを譲渡し若しくは貸し付けては
ならない。」という規定があります。そ
こで私は、現地の諸事情を伺ひまして、
管財局の当局としては、これが適正な
価格であると認定をしておりますが、
少くとも地方税を徴収いたしております
す賃賃価格から、あるいはまたその附
近の地理的諸条件から勘案をしまし
て、これが適正な対価であるとは、私
は考へておりません。だから、私はこ
れを問題にしておるのであります。そ
れは意見の相違ではありましよう。こ
れが適正な価格であると当局は認めて
おりましようし、われ／＼はあの機械
設備、建物等を評価しました場合、全
体でもつて九億四千万という評価は、
安きに過ぎると私はにらんでおるので
ありまして、そこで財政法第九条に違
反する疑いありという点を私は主張し
ておるのであります。これは一応現地
を調べて、実際に當つてみて、それが
適正な評価であるかどうかということ

が検討された後でないかと、私どもと
しては、はつきり違反であるとは言い切
れませんが、私は財政法第九条の規定
に違反する疑いありという発言をいた
しておるのでありますから、その点は
誤解のないように願ひたいと思ひま
す。

○淺香委員 そういふ趣旨におきまし
て、資料等も迅速に出していただか
なければいかぬと思ひますし、すでに明
日出発に際して、それまでにこういう
問題をよく数字的に検討いたしまし
て、そうして現地で見るものが正しい
ものであつて、現地へ着いてから資料を
もらつて、そこで調べて来るというこ
とでは、徹底せぬきらいがあると思ひ
ます。同時にこの問題は、ただいま井
上委員からの発言もありましたが、た
とえば今指摘されました土地の問題で
も、通りに面した所はなるほど千円も
二千円もするかもしれませんが、大き
く一区画したところの土地であれば、
その奥では十町の道のりのある所があ
る。そうした道路に面した所は、ある
いはそれに近い価格であるかもしれな
いけれども、十町も十数町も離れてお
れば、なか／＼通動するにも不便であ
つて、その価格の十分の一、二十分の
一が適正なるやもはかり知れません。
そういう意味におきまして、この問題
は非常に疑惑を生みつつあるようなか
つこうでありますので、私は特に局長
にお願ひしておきたいことは、資料等
を迅速に、しかも明確に、世間の疑惑
を深めないように、あなた方が積極的
にこの問題に熱意を持つて解決される
ところの態度を切に希望する次第であ
ります。

○福田(警)委員 私はこの問題に関し

て、管財局長のこの委員会におけると
ころの御答弁は一応了承できる。しか
しながら、お聞きのように両工場の所
在地の選出議員諸君が、お話の通り相
当問題にしておる。そこではたしてこ
れが財政法の違反になるものか、なら
ぬものか、ひいては世間の誤解も一掃
いたしたい、こういう意味合いで、委
員会が明後日の午前九時に実地調査に
行くことになつておるわけですが、そ
こで先ほど同僚議員が御請求しました
ところの資料が幸い間に合えば、つづ
う、間に合ななければ、帰つた直後
もよろしいですから、可急的すみやか
に用意していただきたい。それともう
一つつけ加えておきたいことは、先ほ
ど来請求しました資料もつこうです
が、この両工場に対して、たとえば日
本政府がその土地を、いつの時代に、
どれだけの面積を、幾らで買収した
か、建物をいつの時代に何坪、どれだ
けの価格でやられたか、ひいては機械
設備もその通り、民間側でございます
れば、いわゆる工場財産の原価台帳と申
しますか、そういったものがあります
れば、その書類は、相なるべく先ほど
請求した書類より先んじて出してもら
えれば、われ／＼が公平に判断して、
世間の誤解を一掃するのに非常に役立
つことができると思つております。大
体いふことができるかというところのお見
通しを承つておきたいと思つておる
のであります。

○阪田政府委員 たいまいら／＼お
話がございましたが、ごもつとものこ
とでございまして、私どももいたしま
しても、この内容につきましても、で
きるだけ詳細にごらんを願ひまして御
判断をいただきたい、かように考へて

おります。資料につきましては、大分
多くなるものですから、ちよつと遅れ
ておるので恐縮でございますけれども、
必ず間に合うように調整いたしま
すから、御了承願ひたいと思ひます。

なおたたいま仰せの買収、あるいは
建設等の際に、台帳価格といひます
か、そういうものはちよつと本省の方
にはございませんで、財務局の方に多
分あると思ひます。そういうような次
第で、ちよつと今すぐには提出いたし
かねるわけですが、財務局の方に連絡
いたしまして、すぐこういうものが出
て来るように準備しておきたいと思ひ
ます。御了承願ひます。

○福田(警)委員 私は塩業組合法案に
ついて、前会の質問を継続いたして
たいと思つてございまして、この法案
に関する政府委員はどなたとどなたが
御出席せられておるか、委員長からま
ず伺ひたい。それから質問を進めま
す。

○内藤委員長代理 申し上げます。日
本専売公社監理官今泉さん、それから
説明員といたしまして塩業課長の
さん、このお二人がお見えです。

○福田(警)委員 実は私、今日は塩の
増産対策の根本問題に触れてみたい
と思つて、相なるべくは総裁が塩部
長の御出席をほしかつたのですが、何
か今日御出席できなかつたやむを得な
い理由でもあられるのか、あるいは時
間でもお待ちすれば御出席願ひるか、
あるいはききょうでなければ明日の十時
には御出席願ひるかということ、ま
ず伺ひたいと思ひます。

○今泉政府委員 塩部部長は、ちよつ
とききょう外出しております、国会か
らの御招集があつたときもまだ歸つて

おりませんので、間に合いかねました
ような次第で、かわりに大谷塩業課長
が参つたような次第であります。私と
塩業課長でお答えできるものはいたし
たいと思ひます。

○福田(警)委員 御両君でもつこう
ですが、国内塩業の増産対策の根本問
題は例の塩の代金を事を発して来るわ
けであります。それで御両氏に、その
問題に対して御質問申し上げることは
かえつてお立場上どうかと思ひますか
ら、明日十時に、総裁は初めて大蔵委
員会にお出ましになるのでありますか
ら、総裁と塩部部長とあわせて十時過
ぎに御出席願ひたい。私は明日に保留
いたします。

○内藤委員長代理 ちよつと速記をと
めてください。

○内藤委員長代理 速記を始めてくだ
さい。

○小川(農)委員 私はきのう食糧庁長
官にお尋ねしたのですが、総務部長は
私のお尋ねしたのをお聞きになつて
いますか。

○新沢説明員 お聞きしております。

○小川(農)委員 実はこの問題は、昨
日も申し上げましたように、日本の農
民は、非常に生産費に償われない価格で
米を供出されている一方、非常に高い
外来米を輸入しておるのであります。そ
ういふことから、この点について日本
の農民には不満がかなり多い。従つて
こういう輸入された食糧の取扱いとい
うものは、きわめて慎重でなければな
らないにもかかわらず、その取扱い
に對して、非常に不明朗な感じを与え
ることが幾つか問題になつておる。そ
こでそういうことを前提としてお尋ね

するわけでありませんが、今の食糧の配給機構はどういうふうになつておられますか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。現在政府が配給を担当いたしておりますのは米でございますが、米につきましては、米で中央におきまして各県別の月別配給計画を、県から出されて参りました資料に基いて立てます。そしてその配給計画を各県にございませぬ、私どもの出先機関であります食糧事務所に通達いたします。食糧事務所から、これは登録になつております卸商がありまして、その卸商に対して売り渡す。卸商はさらに自分のところに登録を受けております小売商を通じて、所定の配給計画に従つて小売商が各消費者の家庭に配給する、こういう過程をとつております。

○小川(豊)委員 そこでちよつとお尋ねしたいと思うのですが、片柳さんというあなたの方の先輩が社長をしておられる日本糧穀株式会社という会社があるのは、御承知だと思います。この会社はどのような仕事をしておられますか。

○新沢説明員 この会社は、配給と申しますか、主食の卸なり小売なりを担当している会社でございます。主食の配給と別の仕事をやっておる会社です。

○小川(豊)委員 それはわかつています。だからどういふ仕事をやつておられるか。あなたの方では、多分ここへも扱下げをなさつておられるのではないかと思う。ここはどういふ仕事をやつておられますか。

○新沢説明員 これは、主として配給に適さないものにつきまして、諸用途

に向けますものの中間的な、取次のな機能と申しますか、そういうものをやつております。

○小川(豊)委員 もう一点、さらに参議院の方で梶原さんという方が社長をして、この全糧連というのがあるんですね。この全糧連というのはどういふことをなさつておられるか。

○新沢説明員 これは昔食糧配給公団というのがございまして、食糧公団が廃止になりましたから、それ〴〵米の配給業者、卸業者、小売業者を含めておられますが、そういう配給業者にかつて行つたわけでございます。公団がなくなつて、そういうふうな商人的なものにかつて行つたわけなのであります。今お話のございました略称全糧連と申しますか、そういう卸業者の協同組合の全国連合会の会長をなさつておられる方です。

○小川(豊)委員 日本糧穀というの、主食になる食糧は取扱つていない、ただ主食になる以外のものを取扱つて、こういうふうな御答弁でございます。それから全糧連は、もちろん配給の仕事をしておる、こういうことですが、そうしますと、あなたの方の先輩である片柳さんが日本糧穀株式会社の社長、さらにもう一人の先輩である方が全糧連の社長になつておられる。この全糧連に渡すものを日本糧穀が中継ぎをするようなことは全然ありませんか。

○新沢説明員 全糧連と申します団体は、先ほど申し上げましたように、配給の配給機関でありますもの、全糧連でございます。それで、この全糧連そのものは、商業行為をやつてお

ませんので、配給米につきましては、これは各県の傘下団体から直接受けております。全糧連といたしましては、配給米のほかに、副業的にやつておる仕事があるかと思つて、そういう関係については存じませんが、少くとも主要食糧配給ルートを通じて政府が扱下げをいたしますものにつきましては、御質問のような経路をとつて流れることはございません。

○小川(豊)委員 この問題は、またあとでお伺いいたしますが、きのう私の質問につきまして、長官はこの事故米というの、輸入の総量の二%弱だ、こういう答弁がありました。これは、間違いありませんか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。大体その見当でございます。

○小川(豊)委員 そういたしますと、東京食糧事務所を通じて、二十七年の五月ごろに黄変米の競争入札を行つたように聞いておりますが、この数量は幾らを入札に付しましたか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。ただいま東京食糧事務所を通じて、競争入札をやつたことがあるかというようなお話でございますが、昨年やりましたのは、これは本省で直接取扱いたしました。本省で入札をいたしまして、これが約三千七百トン落札をいたしております。

○小川(豊)委員 そのときの入札の資格者は、酒造会社のみと限定して、国税庁の証明を持つてゐる者でなければならぬか、その入札の結果はどうであつたか。それからこれは国税局としても知つておるはずですから、この落札し

た会社名と、その数量とをひとつお教え願ひたい。

○新沢説明員 ただいま申し上げます。三千七百トンは、東洋醸造に三千トン、端数を切り上げて申しますと、中国醸造に四百六十トン、それから養命酒株式会社に二百八十トン、それだけ落札いたしております。

○小川(豊)委員 聞くところによりますと、競争入札はその前にも一回行われたが、これは入札価格が従所の方の予定した最低価格に達しなかつたので、五月末にこれは再入札をやつたのだ、こういうふう聞いております。そのときに、食糧庁の予定していたところの最低価格はトン当り幾らであつたのですか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。今ちよつと手元に資料を持つておられますので、そのときの最低入札価格は、後はど調べましてお答え申し上げます。

○小川(豊)委員 それでは私の方で教えます。大体食糧庁の方では四万円を予定しておつた、こういうふう聞いておる。そこでこの価格に達しなかつたので、五月末に再入札と申しますか、それを行つて、三万二千百程度でこれを払い下げた、落札した。しかもそのときには、これは想像ですけれども、業者の談合によつてこうなつたんだということがうわさされておるが、これはあるかないかわからないが、三万二千程度で払い下げた、そうしますと、この当時、払い下げたときの黄変米というものは、輸入はどのくらいで、また諸掛りというものはどれだけかかつておるのか、これはトン当りでけつこうですか。

これをひとつお教え願ひたい。

○新沢説明員 輸入米全体につきましてはともかくも、個別に事故品、黄変米等に限りまして、そういうような原価計算をやつた資料はございません。

○小川(豊)委員 そのとき東洋醸造へ払い下げたのは三千トンですね。

○新沢説明員 そうです。

○小川(豊)委員 そのほかに味の素系統の三楽とか、あるいは宝酒造とか、こういうところはどのとき払い下げませんでしたか。

○新沢説明員 ただいま申し上げます。これは、そのとき指名競争入札によりまして売却いたしました所を申し上げます。その中には三楽は入つておりましたが、別の機会に国税庁の方の工場別割当に基きまして、随意契約によつて売却したものはございませぬが、その中に三楽酒造会社は入つております。

○小川(豊)委員 随意契約の問題はあとで伺います。そのときに東洋醸造が落札した黄変米の三千トンですが、この米は食糧用として、すでに役所では配給にまわす手配をしておつた。従つて、この東洋醸造は静岡県の大仁にあるのですけれども、すでにその当時倉庫を分散したと思われる点があるので、政府が売却出した当時の倉庫は、どの倉庫とどの倉庫のものをお渡しになつたか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。これはこまかい倉庫までちよつと資料が整つておりませんので、大体を申し上げますが、東洋醸造に売り出したものは、兵庫県及び京都、広島、和歌山、これらに貯蔵しておりましたものから売却いたしました。

○小川(豊)委員 この東洋醸造に売り渡した黄変米が、昨年の夏になると、百トン程度だと思ふのですけれども、和歌山県にこの米が流れて、配給所にまわつて、配給所によつて配給された。そうして警察の摘発を受けてたいへんな騒ぎになつた問題があるといふのですが、きのう長官は、これは知らない、聞いておられない、こう言つたが、あなたはこれは御承知ですか。

○新沢説明員 私も実はなり立てでございますまして、存じておりません。

○小川(豊)委員 知つておられないとなつて、聞くわけに行かないのですが、先ほど私が聞いた、和歌山県にすでにやる予定があつたから、静岡県の同仁にこの会社があるにもかかわらず、和歌山県の倉庫へすでに予定しておいたといふことが、ここで想像されるのであります。そしてこれを和歌山県に輸送したわけなんです。この証明は、どこで出すわけですか。

○新沢説明員 輸送証明は、その現品を保管しております食糧事務所が出すことになつております。

○小川(豊)委員 そうしますと、きのうの答弁では、東洋醸造に払い下げたならば、東洋醸造がアルコール用として使うのであつて、その他にまわすことは許してない。そして、そういうことがあつた場合には、再度入札等はさせない、払下げはしないという答弁があつたのであります。そこで、この東洋醸造に払い下げられたものが和歌山県にまわるのは、米を持つて行くのですから、証明がなければできないはずで、その証明をどうやつて手に入れたか、これがわからない。百トンの米を運ぶのに、証明書なしで運ぶはずは

ない。どうして役所はこれに対して証明を發行したのか。

○新沢説明員 輸送証明は、現地の食糧事務所で發行すると申しましたが、御指摘のような件に対して、輸送証明を發行したはずはないと思ひますし、どうも私も發行してないのではないかとと思つております。

○小川(豊)委員 そうするとおかしいですね。東洋醸造に払い下げたのは、政府の黄変米を払い下げているわけですから、それが輸送証明がなく、百トンの米が運べるでしょうか。どうも私どもには、証明書の發行がなければ運べないと思ふ。それにもかかわらず、これが堂々と和歌山県に運ばれて、しかも食糧として食つてはいけないといふ米を、食糧としてまわされていく。これは輸送証明がなければ運べないはずだが、あなたの方で發行しないといふと、どういふことになるのか、今度は私にもわからなくなつて来る。

そこで、こういう食糧の横流しは、酒造用に用途転換が非常に行われていますが、国税局もこの事情を把握しておりますか。

○平田政府委員 御質問があるということ、けさ取調べて参つたのでございます。その事情を少し御説明申し上げます。

ただいま食糧庁からお話がありましたように、昨年の五月三十日に、指名競争入札によりまして、食糧用に向かない黄変米を酒造用に向ける、こういうことで行われたわけでございますが、その際国税庁といたしましては、業者から希望を聞きまして、この人は相当な酒をつつており、指名競争入

札に入るに適當な人だといふ意味の、入札資格相當者といふものの証明書を、食糧庁に出しております。それを申し上げたのが五人ほどありまして、そのうち実際に参加したのは、今申し上げました三名、それが落札をした、こういうことであります。そのあとの点につきましては、いろいろ話を聞いておりますが、私が聞きまして、ところによりまして、酒造用として払い下げを受けた黄変米が、一部和歌山県かどこかで他に転用されて、それが刑事事件になつて取調べられましたが、取調べの結果は、関係者の仲介の方が、それ／＼ある程度の責任を問われるという結果になつたらしいのでございます。東洋醸造自体といたしましては、一応直接責任はないといふことに現在のところなつておる。こういうことを、実はけさほど取調べて来たのでございます。短時間に調べて来たのでございまして、不正確な点がありましたら、またよく調べて御返事申し上げたいと思ひます。

○小川(豊)委員 これは私はおかしいと思ふのです。きのうの長官の答弁では、そういう払い下げた用途目的を變更するようなことはさせない、こう言つておられるが、これがそつちに流れておる。しかも輸送証明がなく、百トンも流れておる。それから調べた結果は、東洋醸造には何も責任もないのだ、中継ぎをしたブローカーだけが処罰されたけれども、大元は処罰されない、何の関係もないといふことになる、私はこの点でも非常に不明朗だと思ひますので、この点はあとでお聞きします。

さらに、これはあなたの答弁外かも

しませんが、アルコール用として払い下げた場合に、払い下げた米の量に応じて課税するのか、それともできたアルコールの量で課税するのか、どういふことになるのですか。

○平田政府委員 これは酒は、もちろん原料によつて課税するといふようなことはやつておりません。できた製品によつて課税いたしております。

○小川(豊)委員 そうすると、これは幾ら流しても損はないといふことになるわけですね。

それから三乗と宝は随意契約でやつておりますね。これはいつ幾ら払い下げましたか。

○新沢説明員 昨年の八月二十二日でございます。三案に対しましては、これは工場が二つありますが、両方合せますと約六百二十トン、宝酒造に対しましては、これは四工場ございまして、約三百十トンでございます。

○小川(豊)委員 こういう入札は、あなたの方ほとんど指名入札もしくは随意契約でやつておるようで、競争入札等のごときはあまり一般にさせないでおるようですが、今まで払い下げられたものはほとんど随意契約ですか。

○新沢説明員 今まで払い下げておりますのは、指名競争入札によりまして、のと、随意契約によりましてものとございます。

○小川(豊)委員 それからここできのうもちよつとお尋ねして、これはまたあつてお聞きしなければならぬかと思ひますが、どうも食糧庁に關係のあつた方々が議員に出て、それが何々といふ会社をこしらへる。そしてそこへこうしたものがいろいろ払い下げられて行くといふことは、どうもいい形では

ない。人様に疑惑を持たれる。農民にあつては低米価で供出させて、こゝういふ疑惑を持たれることをやつてはいけないと思ふ。これは犯罪であるとかないかといふ問題ではなくて、そういう点をもつと慎重に考へてもらわなければならぬ。この点について、私もつと自分の調べたものがありますが、あとで聞くとして、きょうも一つ食糧庁の問題で、さらに輸送の問題と麻袋の問題が大きな問題であります。そして九十万トン米を輸入しておるとすると、この麻袋は九百万枚あなたの方で一年間に手に入るわけですね。大体そうですね。それから手持ちが五百万枚くらいあると。四、五百万枚の麻袋を食糧庁は持つておる。その中から年々に二百四十万枚くらいずつあなたの方で払い下げていく。払い下げ先も、たとえば石川産業、中本、こういうところへ払い下げていく。これはガンニーとかフィツシヤ、百キロ入り、五十キロ入りといふのがあつて、ガンニーは幾らくらいで払い下げるのか、あるいはフィツシヤはどのくらいで払い下げておられるか。

○新沢説明員 ガンニーの方は、たしか一袋二十五円で払い下げておると思ひました。これは間違つておりましたら御訂正申し上げます。フィツシヤの方は、たしか二十円と記憶いたしました。

○小川(豊)委員 この麻袋は、あなたの方では小破とか中破とか大破とか區別してある。しかも小破のものを、大破あるいは中破といつて払い下げていく傾向があるのだが、これはあなたは答へられないでしようが、そういう傾

向が多分にある。なければあとで私が
お聞きする。食糧庁から払い下げられ
た麻袋、ガンシーをあなたの方で二十
五円で払い下げているのが五十円く
らいでどん／＼取引されているとする
ならば、これはあなたの方の二十五円
が小破であるか中破であるか別として
も、大破であるならばそんなことはで
きない。三分の一までは小破だ。あな
たの方では、この点は小破であるにも
かかわらず、もつと傷の大きいものと
して払い下げているのじやないか。そ
ういふ疑惑がここで多分に持たれるの
だが、これはどうですか。

○新沢説明員 麻袋の払下げにつきま
しては、食糧庁が直接払下げをやつて
おりませんので、この麻袋を運用する
機関としてしまして、麻袋会社にごさ
いますが、それが回収して、実際の需
要者に対する売渡しをやつておるわけ
でございますが、食糧庁といたしまし
ては、食糧庁のポストに関連して参り
ますので、この麻袋会社に対して一応
の払下げについての基準を与えますと
同時に、払下げにあたりましては、そ
の都度申請をさせまして、払下げを認
めておるわけでございます。払下げの
基準といたしましては、お話のように
当継ぎをして十分保管に耐えるもの
は、何回か当継ぎをして使つて行く。
非常に破れて、修理しても使えないも
のに限つて払下げを認めておるもので
ありまして、そういうもので申請をい
たしておるわけでありまして、原則
としては、そういうものはないかと思
うのでありますが、多量のうちには、
間違つて混入するものがあるいはある
かと思ひますので、麻袋会社のそうい
う払下げにつきましては、さらに監督

を嚴重にいたしましたして、そういう疑惑
のわかないようにいたしたい、こう考
えます。

○小川(豊)委員 先ほど申し上げまし
たように、麻袋でも麻袋会社というも
のがあつて、ほかの業者を集めて競争
入札させるのでなく、麻袋会社に一手
にやらせている。それから日本糧穀と
いうあなたの方の親玉がやつている会
社、あるいは全糧連、こういうものま
でそういうふうによつておる。ここに
疑惑を持たれる問題がある。ことに、
あなたのおつしやつたように、あるい
は間違つて小破にしかすぎないもの
が、大破として取扱われているかもし
れぬが、小破のものが大破の形でたく
さん出ている。そうでなかつたなら
ば、二十五円のものご五十五円ずつ取
引されるはずがない。

それから次にもう一つは、日通は食
糧庁のドル箱だといわれておるので
す。これは私が言つておるのではない
んですが、こう言われているのです。
私は農協に關係しておつてよくわか
つておるのだが、農民の供出した米が農
協の倉庫に入つておる。これを賑から
出すのに、農協の車で安く運ぶから
といつても、どうしても日通でなければ
いけない。日通で思つておるに運ぶ。
それが日通の雇い車になつて行かな
ければ運べない。これほどいろいろ大き
なものを大量に扱うのだから、日通と
いう一つの組織のあるところにやらせ
なければならぬだろうといふことはわ
かるけれども、あなたの方と日通との
關係は、まだ私掘り下げてないから
つきり言えないが、ただ日通は、食糧
庁のドル箱だといわれている。安くや
ると言つても、日通でなければいけな

いというので、あくまでもそこにやら
せているのですが、日通とあなたの方
の關係はどういうふうになつておるの
ですか。

○新沢説明員 關係はどうと言われ
ても、私的な關係はないわけでありま
す。食糧庁といたしましては、相当多
量の、いろいろ／＼輸送条件の違
う物ごとにおつて、その輸送条件の違
つたところに、いろいろ／＼別の多角計算を
し、別々の業者に請負お任せすより
は、日通として過去何年間か長い間や
りました實際の実績等によつて出た輸
送距離を基準といたしまして、公正妥
当な価格を契約いたしまして、しかも
そうした方が便利だといつて、元
請という形で、日通に一括して請負わ
せておるといふわけでありまして。

○小川(豊)委員 これはどうもたいへ
ん私の尋ね方が悪かつた。どうなつて
おるかというの、私的のことを
お聞きしたのではなくて、日通との契
約の内容なんですか。私の調べたところ
では、日通との契約の中にさまざまの
費目を計上してあつて、これは幾ら、そ
れは幾らと行くと、非常に高い運賃を
あなたの方は日通に払つておる。この
契約も、今あなたは公正妥当と言われ
たが、これは日通にとつて公正妥当で
あるかもしれないが、われ／＼にとつ
ては公正妥当と見ない。であるがゆゑ
に、この点で日通との輸送契約の経費
算出の内訳を示してもらいたい。

○新沢説明員 御質問の通り、いろ
いろ費目にわけて別々建てたしてあり
ますが、計算の基礎といたしまして
は、これは運送の形態が通運形態と申
しますか、保管しておる倉から小運送
で駅に入り、それから大運送を経て消

費地の倉に入るといふ過程を経ており
ますので、いろいろ／＼運賃の立て方が違
つておりますために、品目がわかれて
おりますが、それ／＼の項目につきま
しては、運輸省で定められた基準に、
さらに世間における市場価格と申しま
すか、そういうものを参酌いたしまし
て、必ずしも法定運賃そのものを払つ
ておるといふわけではございませんの
で、やはり若干法定運賃よりも下まわ
つたところで話をきめております。一
番大きな要件となりますのは輸送距離
であります。これについては、す
でに何年かやつておりました。その輸送
実績が年々よくわかつておるわけで、
大体前年度に運んだ輸送距離を基準と
して運賃を算出しておる、こういうこ
とであります。

○小川(豊)委員 わかりました。私の
調べたところでは、あなたの方で払い
下げておる黄粟米、あるいは水にひた
つた麦、あるいは大豆等幾多の問題が
あつて、それがみなかつて食糧庁にお
られた人のつくられた会社へ主として
払い下げておる。しかも大豆のご
ときは、あるところへ——これは食糧
庁の關係でなく、あるいはよその方の
關係になるかもしれないが、ここに
こへこれだけやるから、ここ／＼へ渡
してくれと言ふ。そのこ／＼といふ
のは、味噌工業組合——今名前をちよ
つと忘れましたが、そういうところへ
渡しておる。しかもこれはやはり参議
院の議員の方で、あなたの方の先輩
の方が会長をしておるところへやつて
おる。こういうふうな、みその方の会
長もあなたの方の、かつての農林省の親
玉であつた。麦もそうである、米もそ
うである。麻袋の方の会社の社長は調

べませんでしたが、そういうふうな、
みんなあなたの方から出た人ばかりに
会社をつくらせて、そこへどん／＼義
理を立てていたので、国民がかい
そうですよ。そういうことのないよう
にしてもらいたい。私は、総務部長さ
んにこれ以上お聞きしてもいけないと
思つたので、この次にいたします。

○新沢説明員 今の御質問に対して若
干釈明を申し上げます。食糧庁と申し
ますか、農林省の先輩に何かさうい
う利権關係のある会社をつくらせて、そ
ういふ会社に払い下げをしておるとい
う疑いがある、こういうことござい
ますが、これはさうではございませ
ん、いろいろ／＼今おあげになりました
会社——これは実は会社でなく団体で
ありまして、それ／＼の業界の中央団
体といふようなものが大部分ござい
ます。それらの団体をにつきましては、
これは各業界の利益を代表し、連絡を
密にするという意味合いでできた会社
でございます。さういふような会社
に元その仕事に關係のあつた方々が、
会長という形で入つておるかもしれま
せんが、それは食糧庁の払下げと關係
をつけて入つておるわけではございま
せん。別の意味合いで入つておるのであ
ります。その点は釈明申し上げておき
ます。

○淺香委員 ちよつと関連して……。
長官がおられれば長官に伺いたいの
ですが、あなたの方のわかつておる範囲内
におつてお示し願ひたいと思ふ点は、最
近世界の需給状況から見ましても、国
家経済の面から見ましても、必然的に
小麦に依存しなければならぬことは申
すまでもないと思つております。そ
の意味において、外米は価格も高い、

財政的にも経済的にも小麦を今後の食糧生活の中心に考えなければならぬと私も考へるのでありますが、それにつきましても、粉食の普及徹底について、どうしようかなことこの粉食の普及徹底を考へておられるか、おわかりになる範囲内においてお話を願いたい。

○新沢説明員 確かに日本の食生活の構造から言ひまして、今までのように米ばかりにたよつておりましたので、困難な問題が打開されませんので、粉食にたよつて行かなくてはならないという御意見は、私もまことに同感でございます。粉食を普及することにつきましても、主食だけの問題ではございまして、副食の問題にまでつながつて行かなくては、単に啓蒙宣伝という過程だけでは、所期の目的を達することは困難であるという見地から、今回法律改正案を出しまして御審議を願つております案件に係りましたわけでございまして、学童給食の面におきまして、安い価格で小麦を払い下げる。学童が実際に食へることによつて、自分自身も粉食の体験をし、またその家族に対しても粉食を伸ばして行くような措置をするような意味合いで、私どもの考へ方の一つの重点が、学童給食に置かれていまして、ございませぬ。

○浅香委員 今のお答えですと、学校給食を通じて粉食の普及徹底をはかるようなお話でありましたが、しからば、現在学校給食のパンが悪い。PTAの会合ではしばしば問題になるのでありますが、パンの質が悪くて子供が食へないところの原因は那辺にあるかを御承知でありませうか。

○新沢説明員 専門的な質問をいただきまして、私ちよつと答弁に窮するのでもございますので、教えていただいたと思つております。

○内藤委員長代理 浅香さんに御相談いたしますが、総務部長ではそういう技術的なことはわからないだろうと思ひますので、長官がおいでになつたときに願ひたいと思ひます。

○浅香委員 けつこうです。

○小川(豊)委員 昨日長官はすみやかに出すといつておられましたが、私の要求したアルコール用、菓子用、みそ用などにかけて、あなたの方で払い下げておる種別と、払下先と、数量、日時、その価格を急いで出してもらわないうと、私の質問ができなくなつて来る。これを急いで出して下さい。

○新沢説明員 念のためお伺ひいたしますが、今おつしやつたものは、いわゆる事故米の処分としての品種別のものでございませぬか。

○小川(豊)委員 そうです。

○新沢説明員 できるだけ早く出しませぬ。

○井上委員 ただいま小川君の食糧問題に關連いたしましたので、私も二、三伺つておきたいのです。政府はただいま国会に本年度の産米の買入れ並びに外国食糧の輸入の計画を予算に織り込んで提出いたしておりますが、米で九十万トン、大麦で六十二万トン、小麦で百五十七万五千トンというものを入れることになつておられますが、米の九十万トンというのは、どこから入れるつもりですか。そして予算に出てくる価格で輸入できる見通しでありませぬか、伺ひたいと思ひます。

○新沢説明員 お答え申し上げます。

ただいま米の輸入先の予定はタイ、ビルマ、アメリカ、イタリヤ、スペイン、台湾、あと若干前に貸したものの返還等がございしますが、おもなところは以上申し上げた通りであります。これらから輸入いたします価格は、それ／＼国別に違ひますが、大体見込み価格を立てまして、それを平均いたしましたものが予算に載つておる価格でございます。大体全部平均いたしましたれば、予算に計上されておるような価格で輸入できるものと考へております。

○井上委員 私どもの考へるところにようになりますと、御承知の通り、外米産地はそれ／＼その国の輸出割当計画というものが実施されておるのであります。政府と政府との外交折衝によらなければ予定量を確保することが事実上なかなか困難な実情にございます。その場合に問題になりますのは、例の価格の問題であります。この予定されておる価格ではたして輸入され得るかどうか、契約が成立するかどうかという心配が一つあります。もしこれが予定通り入りませんと、本年のこういう天候に基く作柄は、非常に憂慮されるのではないかと私は想定をいたしております。そういう状態のもとにおいて、この外国食糧の輸入割当というものが、今お話になりました各輸入相手国との間に具体的に成立をしておるのですか。それともこれから交渉を始めるのですか。その点は二十八年度年度においてどう、二十九年度年度においてどうという、ここに予算上の二十八年度内における大体の輸入見込みがおよそ立てられておるであらうと思ひます。今それがすぐおわかりでございませぬ。

○新沢説明員 専断的な質問をいただきまして、私ちよつと答弁に窮するのでもございますので、教えていただいたと思つております。

○内藤委員長代理 浅香さんに御相談いたしますが、総務部長ではそういう技術的なことはわからないだろうと思ひますので、長官がおいでになつたときに願ひたいと思ひます。

○浅香委員 けつこうです。

○小川(豊)委員 昨日長官はすみやかに出すといつておられましたが、私の要求したアルコール用、菓子用、みそ用などにかけて、あなたの方で払い下げておる種別と、払下先と、数量、日時、その価格を急いで出してもらわないうと、私の質問ができなくなつて来る。これを急いで出して下さい。

○新沢説明員 念のためお伺ひいたしますが、今おつしやつたものは、いわゆる事故米の処分としての品種別のものでございませぬか。

せんでしたならば資料でひとつお出し願ひたいと思ひます。この九十万トンの外米が輸入されるについて、例の問題の碎米はどのくらいのパーセンテージでこれに含まれておりますか。それともプラスしますのか、その点が一つ問題になつて来ます。

それから例のビルマにおきます黄変米の輸出規格という問題が、また外交折衝においてまだはつきり了解が成立してないような状態でございませぬか。そういう場合に、ビルマからの割当を政府が引受ける場合、方が一また去年のように黄変米が入つておるといふことになつた場合、政府は全部をキャンセルするだけの腹を持つておるのか、それとも黄変米の混入を防止するの外交的な話で成立するまでは、買付の契約はしないのか、これが一つ問題になつて来ます。そういう点について、よくひとつ御検討願つた上で、お答えを願ひたいと思ひますが、同時にこの九十万トンの外米が予定通り入りませぬかと、本年の政府の需給推算から来ます内地米の買付であります。これを大体四百二十三万トンほど政府は買ひ付ける予定をしておりますが、その四百二十三万トンの買付が予定通り行きますか。政府が予算米価として提出しております米価で予定通り進捗するかと考へになりますか、これをお答え願ひたい。

それからその次に、最近外食券というものは一体どうしたことになつておりますか。これは廃止したのですか。都会においては、内地米はわずかに十日分しか配給されておるに、莫大な食糧

庁の経費を使つてやつておるのです。ところが、市中には、どこへ行つても白い飯が大盛りでどん／＼供給されておる。このごろでは、汽車の窓からも平気で弁当が買ひ入れられるような状態にある。あの米は一体どこから来ておるか。あのまま政府はいつまでも放任しておくのですか。ああいうことをして、一方において都会の者には十日分しか食わさないで、やみで生きようとするれば、やみ米は非常に大きな値上りを来して家計を圧迫しておる、こういう食糧政策が一体ありますか。あなたにそういう政治的なことを言うたつて、私は事務の方をやつておるもので、そんなむずかしいことは大臣に聞いてくれと言われればしまいですけれども、事務当局としても、この問題については真剣な検討、対策を講じて、統制するなら統制する、やめるならやめるなりはつきりせなければ、しておるやらしてないかわからずに、高い月給を出して、われ／＼と食糧の何万という人を養うわけに行きませぬ。われ／＼は、十日分しかあなた方の行政において配給を受けていないのですから、そういう実情から考へて、もう少し内地米に対して打つ手はないかという問題を考へてみる必要があるかと思ひます。事務当局の見解を一応聞きたい。大臣は、あなたの方の言うたことをそのまま受継いで答弁をされる、あなたの方の進言によつて判を下さるのだから、ロポットみたいなものだ。ですから、あなたの方のほんとうの真剣な腹というものをこの際私は承りたいと思ひます。

○新沢説明員 四、五点御質問がございましたので、順次お答え申し上げます。

ような現状にある。これはあなたの所管じやないけれども、このことはもつと積極的に取上げられなければならないし、これをやるためには、どうしても農産物価格の支持を一応政府の方で腹をきめてやらねばならぬのに、聞くところによると、農産物の支持価格というものはもう今度の国会でも問題にしない、高くなる方が安くなる方がそんなことはかまわない、米の価格だけ押えておけばいい、どうもこういう方針になつておるそうだが、やはりこれはさきにあなたが御指摘のように、どうしても副食関係の粉食の中へ取入れられるような総合栄養の構成が考えられませんか、何ぼ普及宣伝をしましてもだめでありませぬ。その点について、総務部長さんはお帰りになつたら、食糧庁の中にそういう一つの權威のある機関をつくられて、大臣の施政方針を具体化する方向に、やはり国の食糧政策を持つて行くべきである。いつまでも粒食の米麦だけに食糧庁がかじりついておつて、食生活の改善への新しい食糧構成の面については、予算的、法的措置が一向講ぜられないということでは、私はいかぬと思つてあります。あなたが、あなたはどう思ひますか。総務部長として長官や大臣を動かして、そういうことをやるだけの考えはありませぬか。

食本位の食糧政策というものは、もう日本の立地条件その他から、どうしても粉食に移行して行かなければいかぬという一つの方向が出ておりますから、少くとも食糧行政をそういう新たな方向へ持つて行くべきであると思はれる。口先では皆言うけれども、實際それを具体化し、実行し得る施策が立てられてないのです。そういう点について、事務局として御検討を願ひ、そういうことが国の政策に現われて来るようにやるべきではないか、こういうことをあなたに聞いておるのである。その結果大いに大臣にも次官にも吹っ込んでもらつて、どん／＼やつてもらはなければいかぬ。私の考えはこういうわけです。これは政治的な意図を含んでおるといふことで、事務局としてちよつと答弁はできないというのならば、一応そういう私の氣持を御検討願つて、対処していただきたいと存じます。

それから内地の米の配給についてですが、現実にはやみ米が非常に高くなつて来て、特に庶民大衆は家計に非常に大きな不安を抱いておるのである。先般もこの問題に関して農林大臣や食糧庁長官に対して、直接このやみ米の暴騰に対処する庶民大衆の家計への重圧を少しでも緩和するといふところから、繰上げ配給とか、あるいはこの際一日分なり二日分なり特配をやつたらどうかといふことを私は要請しておいたのですが、これは具体的に実施されたのですか、それともまだ検討中ですか。いつになつたらそれがやられますか。この際できれば、あなたの方で検討されておつた経過及び結果を報告願ひたいと思ひます。

○新沢説明員 やみ米が高くなりました理由については、あるいはほかの者からお答えしたことがあろうかと思ひますので触れませんが、最近のやみ米の価格の足取りを見てみますと、私も当初想像いたしましたように、やはりこれは局地的な、時期的な現象ではないだろうかといふ考え方をなおかえないような結果が出ております。その後非常に下つたとはいへませんが、これも、上げ足の一步をたどつたといふものではございませんで、一時少し下つて、ずつと横ばいの状態を続けております。そういうわけでありまして、これは米だけではありません、そのほかの食糧、たとえば精麦の価格等の動きを見ましても、やはり先ほど申し上げたようなことかと思ひますので、実は現在のところ、繰上げ配給、あるいは特配等の措置はまだいたさないでおります。

○井上委員 よろしゅうございます。○内藤委員長代理 委員長から食糧庁にお願ひ申し上げたいのですが、先ほど同僚委員小川君から、黄粟米が和歌山県に輸送されたことに対して輸送証明の問題がございました。この委員会におきまして、不明朗なことになつてはまことに残念に思ひますから、この輸送証明の問題は、食糧庁の責任においてよく取調べられまして、委員会に御報告願ひたいといふことを、委員長からお願ひ申し上げておきます。次会は明四日午前十時から開会することになりました、本日はこれにて散会いたします。午後四時二十六分散会

昭和二十八年七月七日印刷

昭和二十八年七月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局